

(案)

犬 山 市  
一般廃棄物処理基本計画

令和2年3月



# 目 次

I.	計画策定の基本的事項	1
1	計画策定の目的及び位置づけ	1
2	計画の枠組み	2
3	計画の期間	2
4	計画人口	3
4.1	将来人口の推移予測	3
4.2	計画人口の設定	3
II.	ごみ処理基本計画	4
1	ごみ処理の現状	4
1.1	ごみ処理の流れ	4
1.2	ごみ収集の状況	5
1.3	ごみ排出の状況	6
1.4	中間処理	11
1.5	最終処分	12
1.6	可燃ごみのごみ質分析結果	14
1.7	ごみ減量化・資源化施策の状況	15
1.8	他の自治体と比較した犬山市の状況	20
1.9	目標の達成状況及びその評価	22
2	将来のごみ量の予測	23
2.1	将来推計方法	23
2.2	将来推計結果	24
2.3	ごみ量推計結果のまとめ	25
3	今後の課題	26
3.1	ごみの減量化・資源化に関する課題	26
3.2	収集運搬、中間処理及び最終処分に関する課題	27
4	計画の方針	29
4.1	計画の基本方針	29
4.2	計画の目標値	30
5	計画の施策	31
5.1	施策の体系	31
5.2	施策の内容	33
6	計画の推進	40
6.1	計画推進体制の充実	40
III.	生活排水処理基本計画	41
1	生活排水処理の現状	41
1.1	生活排水処理の概要	41
1.2	生活排水処理の流れ	41

1.3	生活排水処理形態別人口 .....	42
1.4	生活排水処理施設の概況 .....	44
1.5	収集・運搬の現状 .....	47
1.6	し尿・汚泥処理施設.....	48
1.7	目標の達成状況及びその評価.....	48
2	将来の生活排水関連人口の予測 .....	49
2.1	将来推計方法 .....	49
2.2	将来推計結果 .....	49
3	計画の方針 .....	51
3.1	計画の基本方針 .....	51
3.2	計画の目標値 .....	51
4	計画の施策 .....	52

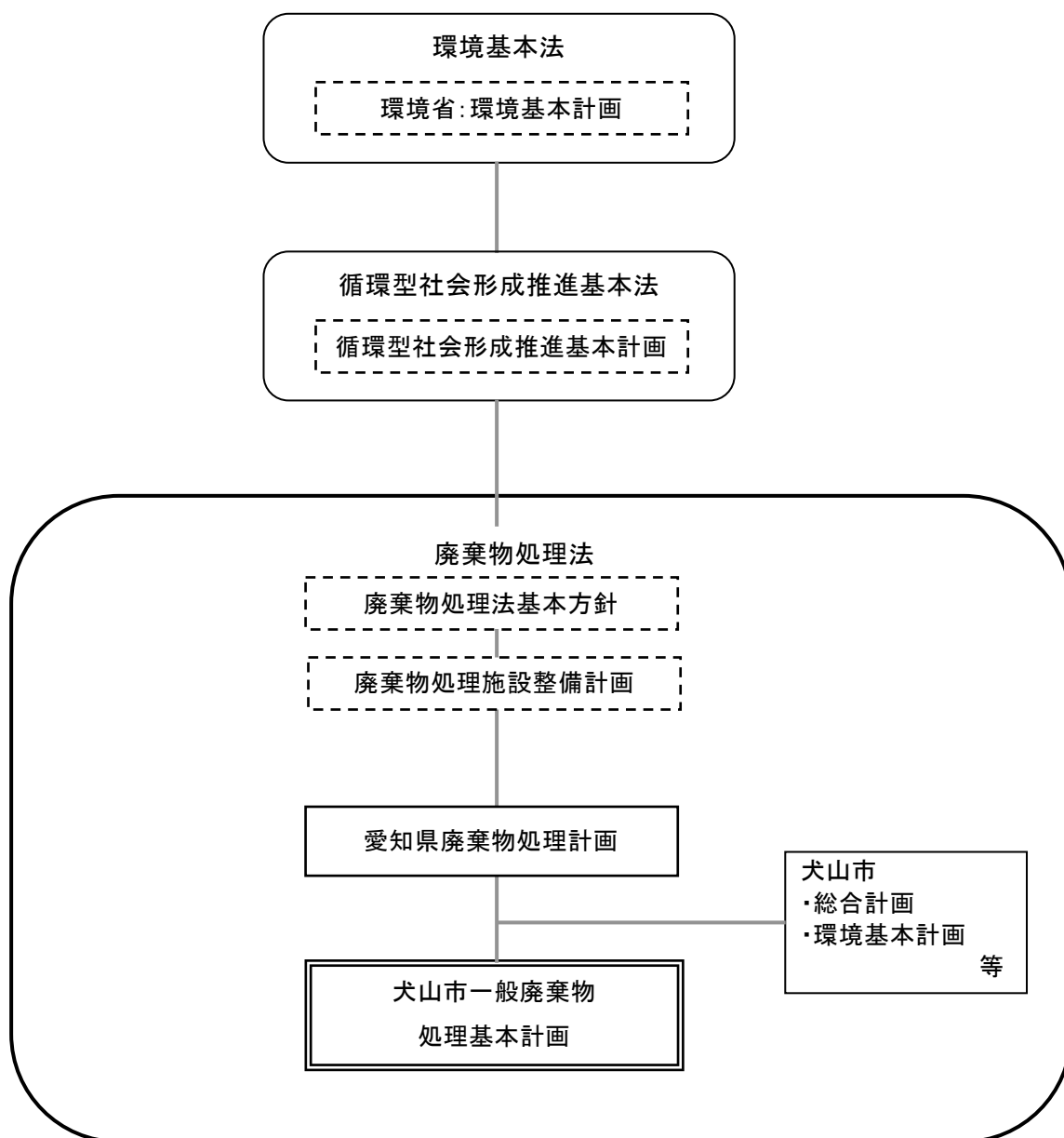
<注意事項> 本書中の表の合計値は、四捨五入のため一致しないことがあります。

# I. 計画策定の基本的事項

## 1 計画策定の目的及び位置づけ

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。第5次犬山市総合計画や犬山市環境基本計画等と整合が図られた今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるもので、「ごみ」に関する部分を定めるごみ処理基本計画と、「生活排水」に関する部分を定める生活排水処理基本計画から構成されています。

図 I. 1-1 本計画の位置づけ

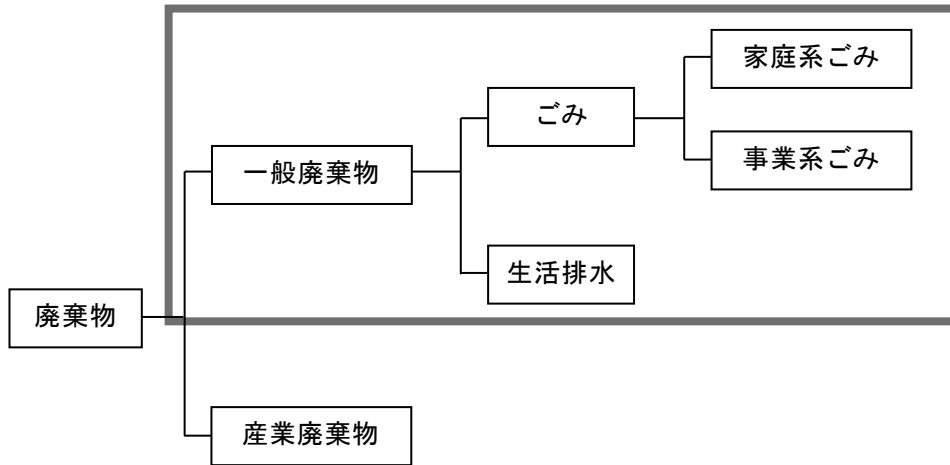


## 2 計画の枠組み

---

本計画の対象は、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）とします（図 I.2-1 の太枠の範囲内）。

図 I. 2-1 本計画の対象とするごみの範囲



## 3 計画の期間

---

計画期間は、平成 27 年度～令和 6 年度としており、計画策定から 5 年が経過したことから中間見直しを行うものです。

なお、計画期間内であっても社会経済情勢が大きく変化した場合は、適宜見直しを行います。

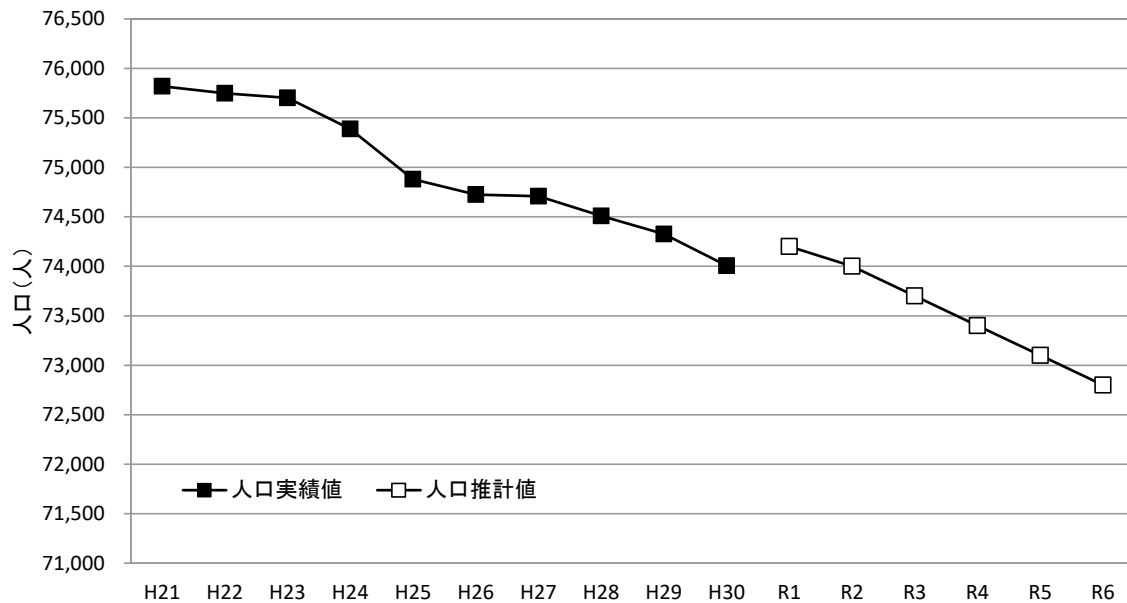
## 4 計画人口

### 4.1 将来人口の推移予測

将来人口を図 I.4-1 に示します。

本市の人口は、平成 26 年度から平成 30 年度の 5 年間では平均年 0.2%程度減少する傾向にあり、今後も徐々に減少することが見込まれます。

図 I. 4-1 将来人口の推移



注 1) 人口推計値は、第 5 次犬山市総合計画で策定した将来目標値を使用しています。

注 2) 人口実績値は、各年度 3 月 31 日の住民基本台帳人口としています。

### 4.2 計画人口の設定

上記の将来人口に基づき、本計画の策定にあたって想定する計画人口は表 I.4-1 のとおりとします。

表 I. 4-1 計画人口

年 度		計画人口 (人)
実 績 値	平成 26 年度	74,726
	平成 27 年度	74,709
	平成 28 年度	74,509
	平成 29 年度	74,326
	平成 30 年度	74,007
目標年度推計値	令和 6 年度	72,800

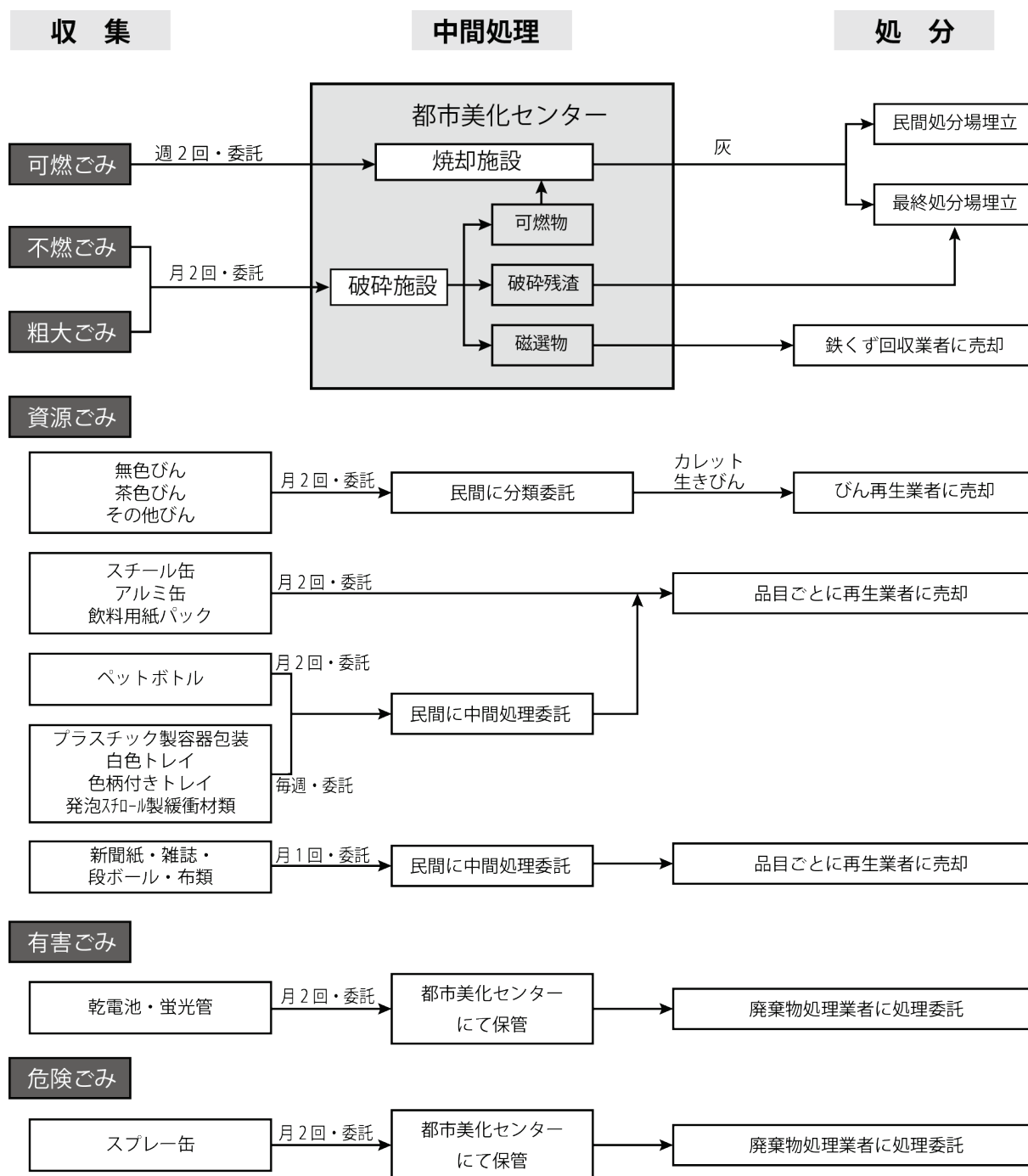
## II. ごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理の現状

#### 1.1 ごみ処理の流れ

図 II.1.1-1 に本市におけるごみ処理の流れを示します。

図 II. 1.1-1 ごみ処理の流れ



注) 図内の処理・処分は令和元年度実績

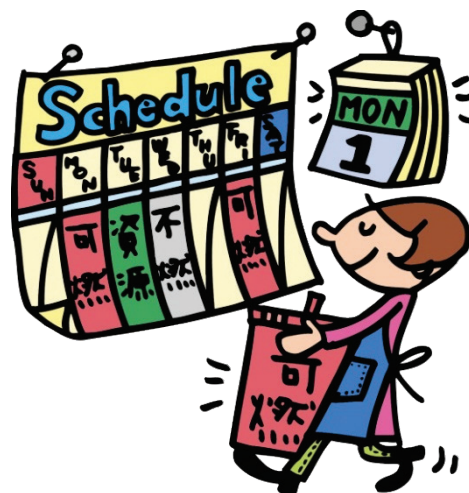


## 1.2 ごみ収集の状況

本市における収集の状況は表Ⅱ.1.2-1 のとおりです。

表Ⅱ. 1.2-1 収集の状況

分別	種類	集積場所	集積場所 設置単位	容器	収集頻度	収集方法
可燃ごみ	焼却が可能なごみ (台所生ごみ・紙くず・木くず・布皮製品など)	ステーション方式	15～20 世帯で1か所	犬山市指定ごみ袋	週 2 回	委託
不燃ごみ	焼却が不可能なごみ (金属類・陶器類・割れビン・ガラスなど)		1 町内で 1～2 か所	プラスチックコンテナ	月 2 回	
危険ごみ	スプレー缶類 (カセットボンベ・ヘアスプレー・殺虫剤など)					
有害ごみ	乾電池 蛍光管			ネット式ステーションバック	毎週	
資源物	飲料用の空きびん (無色・茶色・その他)					
	アルミ缶 スチール缶 ペットボトル 飲料用紙パック					
	プラスチック製容器包装 (食品用白色トレイ、色・柄付きトレイ、発泡スチロール製緩衝材類を含む)					
	新聞紙 雑誌・雑がみ					
	段ボール	エコバック	月 1 回			
	布類	エコバック				
粗大ごみ	大型の可燃性、不燃性ごみ	有料戸別	—	—	月 2 回	



### 1.3 ごみ排出の状況

#### 1.3.1 ごみ排出量の推移

表Ⅱ.1.3-1 に本市のごみ排出量の推移を示します。

家庭系ごみ及び集団回収量は、ゆるやかに減少する傾向にあります（図Ⅱ.1.3-1）。

家庭系ごみの内訳を見ると、可燃ごみと粗大ごみはほぼ横ばいに推移しています。不燃ごみはいったん減少したものの、平成 27 年度以降増加する傾向にあり、資源物は減少する傾向にあります（図Ⅱ.1.3-2）。

事業系ごみは約 9 割が可燃ごみです。事業系ごみ量はほぼ横ばいに推移しています（図Ⅱ.1.3-3）。

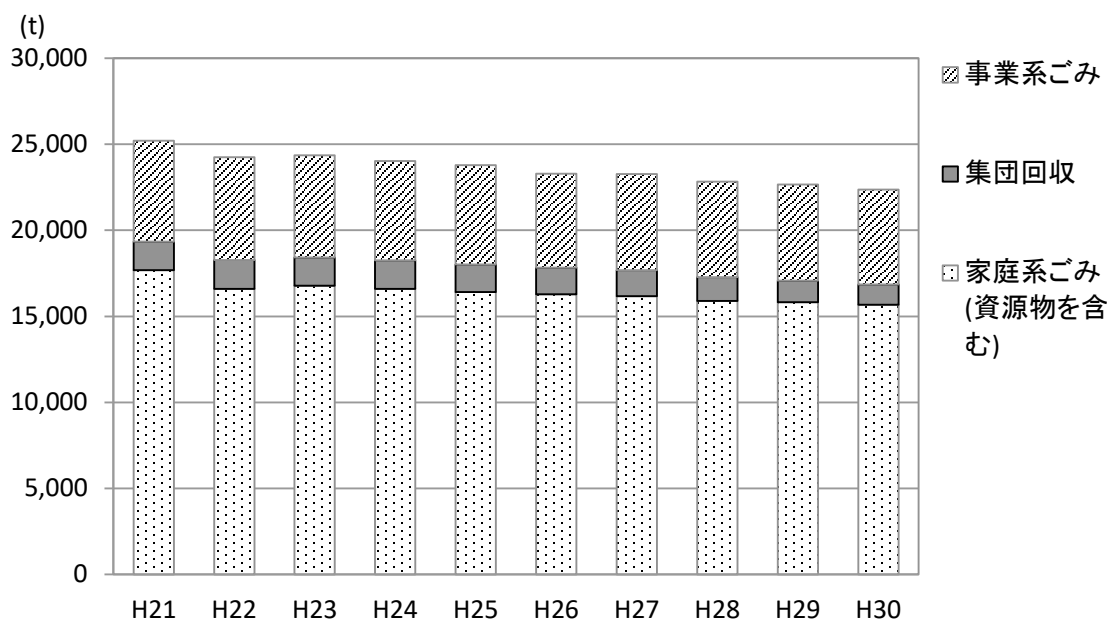
表Ⅱ. 1.3-1 ごみ排出量の推移

単位:t

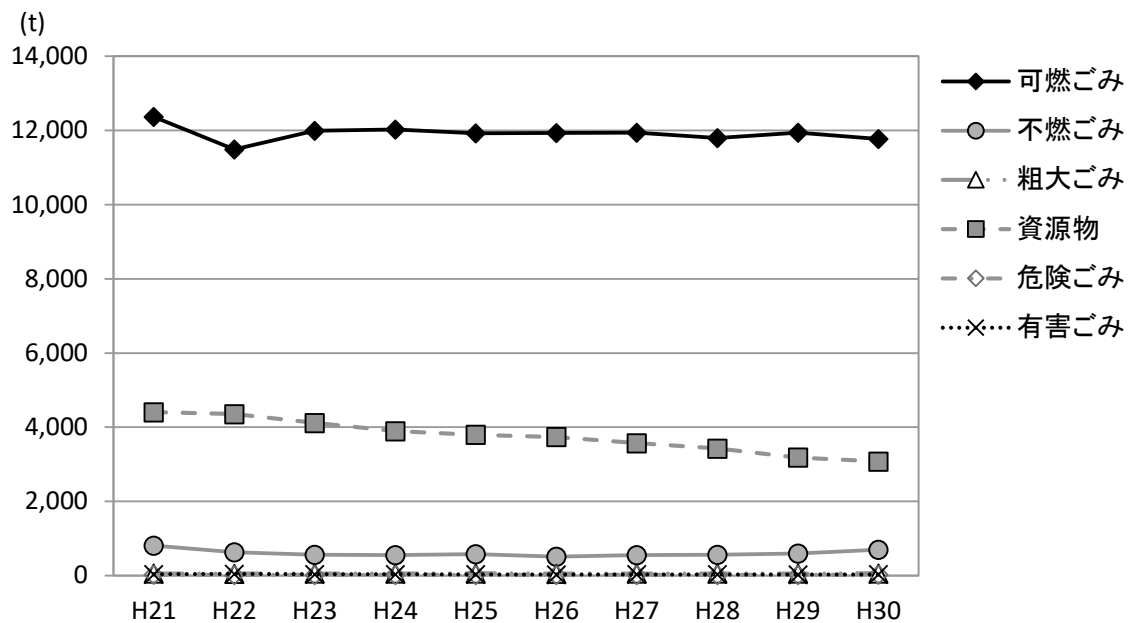
		ごみ排出量の推移									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口(人)		75,820	75,749	75,702	75,388	74,881	74,726	74,709	74,509	74,326	74,007
家庭系	可燃ごみ	12,366.6	11,490.1	11,990.7	12,026.6	11,926.9	11,935.5	11,939.3	11,798.5	11,942.2	11,775.2
	不燃ごみ	805.8	632.0	560.0	552.1	580.3	512.8	551.5	558.0	592.6	698.2
	粗大ごみ	56.1	54.1	55.6	58.1	59.8	54.7	56.8	58.5	56.8	62.3
	資源物	4,406.9	4,355.5	4,116.0	3,894.0	3,794.8	3,737.0	3,572.1	3,425.6	3,184.8	3,078.0
	危険ごみ	21.0	20.4	20.3	20.7	20.5	19.2	20.2	20.1	20.7	21.0
	有害ごみ	34.3	44.9	34.9	36.5	30.0	27.7	32.2	29.4	29.1	30.7
	家庭系合計	17,690.7	16,597.0	16,777.5	16,588.0	16,412.3	16,286.9	16,172.1	15,890.1	15,826.0	15,665.4
事業系	可燃ごみ	5,240.1	5,390.4	5,309.6	5,100.5	5,104.0	4,822.5	4,969.4	4,940.1	4,979.2	4,896.0
	不燃ごみ	624.6	585.7	631.0	660.4	664.1	631.1	614.7	601.5	610.1	615.0
	事業系合計	5,864.7	5,976.2	5,940.7	5,760.9	5,768.1	5,453.6	5,584.1	5,541.6	5,589.4	5,511.1
集団回収		1,645.5	1,682.5	1,641.9	1,672.7	1,603.9	1,550.1	1,518.3	1,390.5	1,252.7	1,181.1
総合計		25,200.9	24,255.7	24,360.0	24,021.6	23,784.3	23,290.6	23,274.5	22,822.1	22,668.1	22,357.6

注 1) 集団回収は、市内の地域資源回収団体の資源回収活動によるものです。

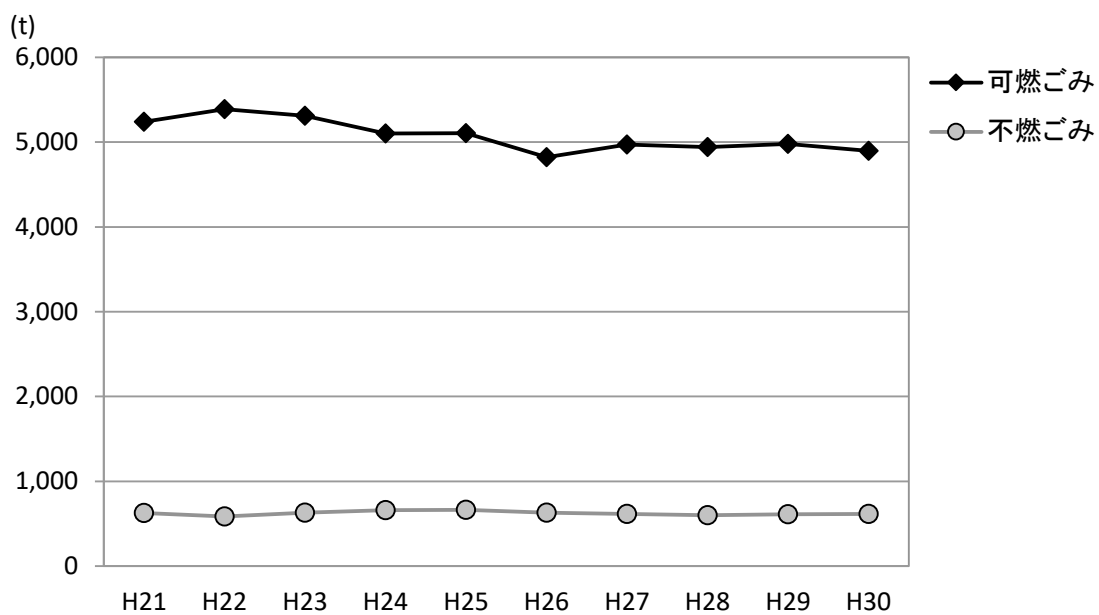
図Ⅱ. 1.3-1 ごみ排出量の推移



図Ⅱ. 1.3-2 家庭系ごみの推移



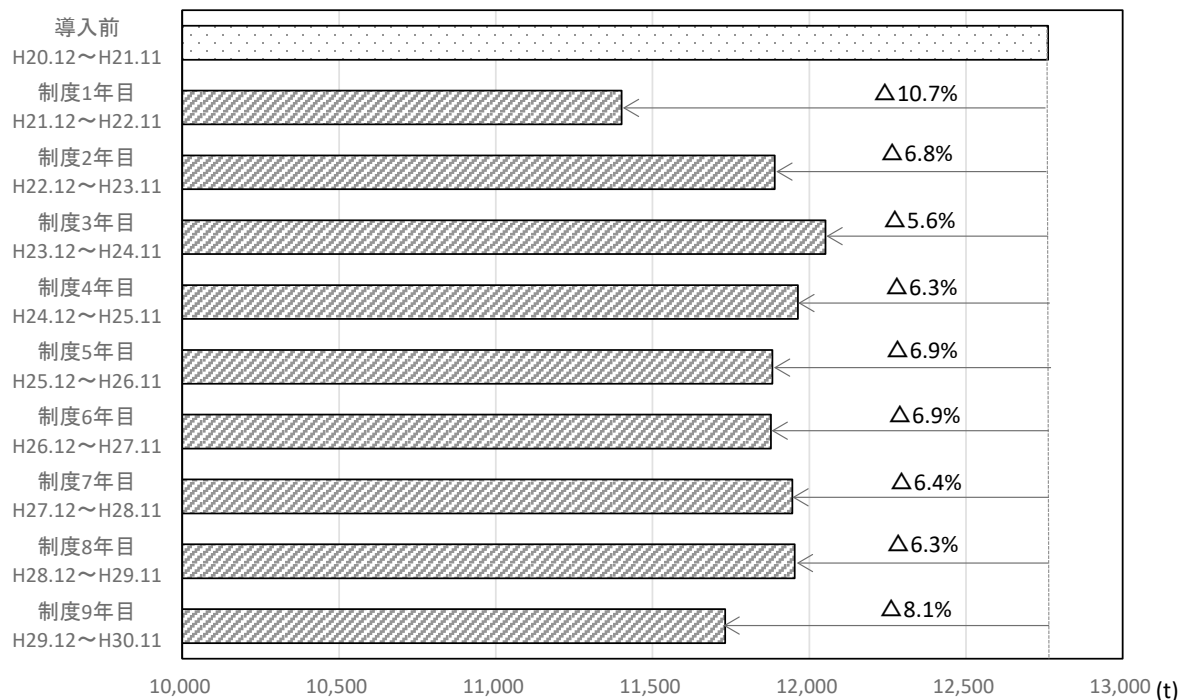
図Ⅱ. 1.3-3 事業系ごみの推移



家庭系ごみ排出量が以前から減少した最大の要素として、平成 21 年 12 月 1 日から開始した「家庭系可燃ごみの指定ごみ袋制度」が挙げられます。

この制度は家庭系可燃ごみの減量と分別リサイクルの促進等を目的として導入し、その減量効果として、制度 1 年目（H21 年 12 月～H22 年 11 月）には制度導入前（H20 年 12 月～H21 年 11 月）と比較して△10.7%の減量、それ以降は△5.6%～△8.1%で推移しています（図Ⅱ.1.3-4）。

図Ⅱ. 1.3-4 指定ごみ袋制度導入前と比較したごみ排出量の状況



### 1.3.2 1人1日当たりごみ排出量の推移

表Ⅱ.1.3-2 及び図Ⅱ.1.3-5 に市民1人が1日当たり排出するごみの量の推移を示します。1人1日当たりの排出量（資源物を含む）は、総排出量、家庭系ともに徐々に減少する傾向にあり、平成30年度はそれぞれ827.7g/人・日、579.9g/人・日となっています。

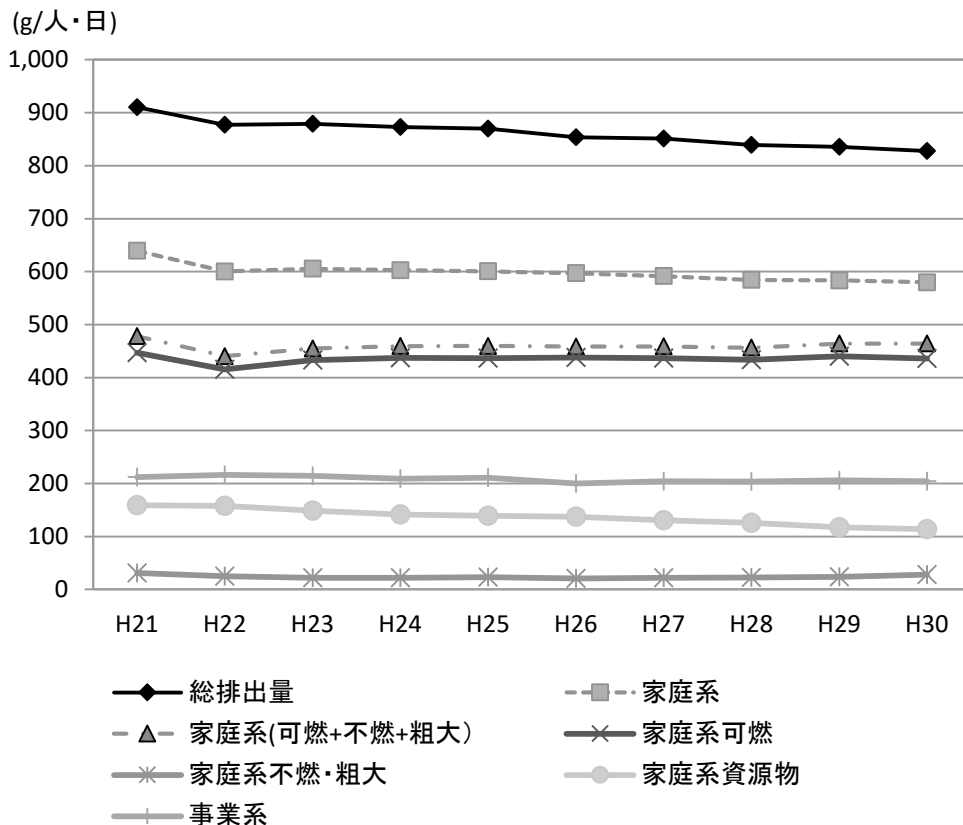
このうち、家庭系の可燃ごみは、平成21年12月の可燃ごみ指定袋制の開始に伴い平成22年度は減少したものの、その後はほぼ同程度で推移し、平成30年度は435.9g/人・日となっています。

表Ⅱ. 1.3-2 1人1日当たり排出量の推移

単位:g/人・日

	1人1日排出量の推移										
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
総排出量(集団回収量含む)	910.6	877.3	879.2	873.0	870.2	853.9	851.2	839.2	835.6	827.7	
家庭系	家庭系総量	639.2	600.3	605.5	602.8	600.5	597.1	591.4	584.3	583.4	579.9
	家庭系総量(資源物を含まない)	478.0	440.4	455.0	459.2	459.8	458.4	458.9	456.5	464.1	464.1
	可燃ごみ	446.9	415.6	432.8	437.1	436.4	437.6	436.6	433.8	440.2	435.9
	不燃ごみ	29.1	22.9	20.2	20.1	21.2	18.8	20.2	20.5	21.8	25.8
	粗大ごみ	2.0	2.0	2.0	2.1	2.2	2.0	2.1	2.2	2.1	2.3
	資源物	159.2	157.5	148.6	141.5	138.8	137.0	130.6	126.0	117.4	113.9
	危険ごみ	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8
	有害ごみ	1.2	1.6	1.3	1.3	1.1	1.0	1.2	1.1	1.1	1.1
事業系総量(参考)	211.9	216.1	214.4	209.4	211.0	199.9	204.2	203.8	206.0	204.0	
集団回収	59.5	60.9	59.3	60.8	58.7	56.8	55.5	51.1	46.2	43.7	

図Ⅱ. 1.3-5 1人1日当たり排出量の推移



### 1.3.3 資源物の内訳と排出量の推移

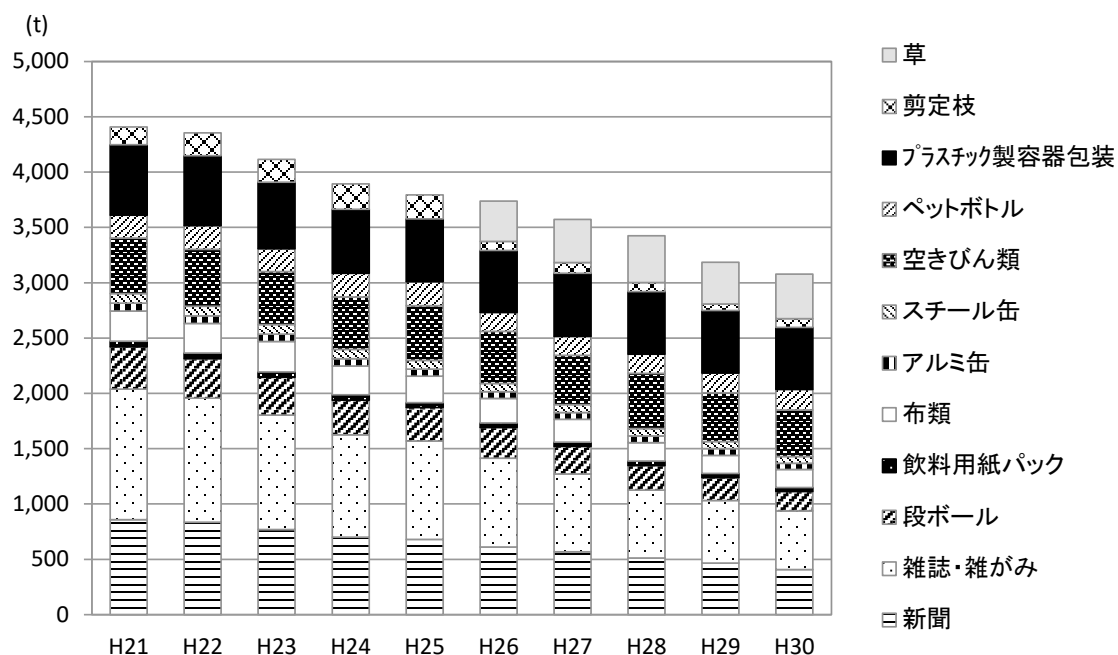
表Ⅱ.1.3-3 及び図Ⅱ.1.3-6 に資源物の排出量の推移を示します。平成 26 年度から、草も剪定枝と同様に、チップ化を開始しました。資源物の排出量は、平成 21 年度の 4,406.9t から平成 30 年度は 3,078.0t へと減少しています。剪定枝及び草を除く各項目は年々減少、剪定枝及び草は、草のチップ化を開始した平成 26 年度以降、増減しながらほぼ横ばいの傾向にあります。

表Ⅱ. 1.3-3 資源物排出量の推移

項目	資源物排出量の推移									
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
新聞	857.3	835.4	768.3	700.0	679.9	610.4	568.2	511.5	465.9	407.4
雑誌・雑がみ	1,179.8	1,120.6	1,034.3	924.5	890.8	803.4	702.6	614.9	566.7	529.7
段ボール	384.5	357.4	343.3	315.5	301.3	277.5	250.1	221.7	205.2	175.4
飲料用紙パック	51.1	51.3	48.2	46.3	43.5	40.6	37.9	39.2	39.0	37.7
布類	272.0	267.2	274.4	260.6	240.1	221.3	206.6	165.8	163.3	160.8
アルミ缶	70.5	70.0	67.9	67.8	63.9	62.5	62.6	63.3	61.7	57.8
スチール缶	87.8	86.6	84.2	83.1	79.1	73.9	70.3	64.6	63.3	60.8
空きびん類	501.1	513.1	479.1	474.3	493.5	471.1	444.8	500.3	440.3	419.3
ペットボトル	207.8	215.7	208.0	214.5	218.0	171.0	172.3	174.4	179.4	186.8
プラスチック製容器包装	637.0	631.2	600.2	577.2	567.9	561.5	569.7	565.6	564.2	561.1
剪定枝	158.1	207.0	208.2	230.1	216.9	79.6	97.2	79.2	60.2	78.4
草	—	—	—	—	—	364.2	390.0	425.2	375.6	402.9
合計	4,406.9	4,355.5	4,116.0	3,894.0	3,794.8	3,737.0	3,572.1	3,425.6	3,184.8	3,078.0

単位:t

図Ⅱ. 1.3-6 資源物排出量の推移



## 1.4 中間処理

### 1.4.1 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要は表Ⅱ.1.4-1 のとおりです。

表Ⅱ. 1.4-1 中間処理施設の概要

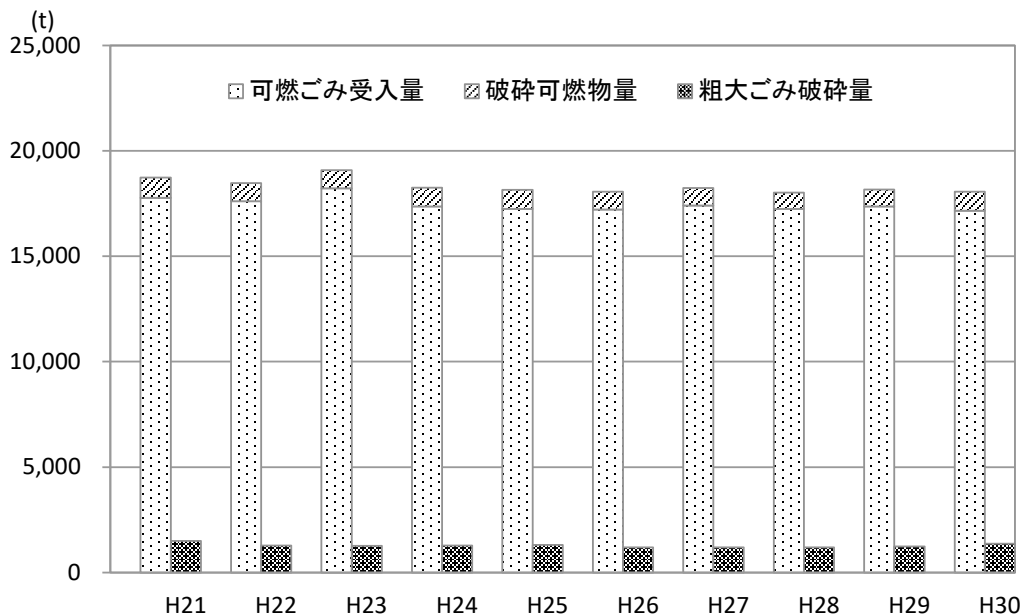
施設	概要	
犬山市都市美化センター（全体）	所在地	犬山市大字塔野地字田口洞 39 番地 128
	敷地面積	20,044.40 m <sup>2</sup>
焼却処理施設	床面積	工場棟 1,584.19 m <sup>2</sup> 鉄筋造一部鉄筋コンクリート造 管理棟 200.20 m <sup>2</sup>
	供用開始	昭和 58 年 4 月 1 日
	総建設事業費	1,590,856,000 円(用地費含む)
	処理能力	135t/24h(67.5 t/24h×2 基) 全連続
	燃焼方式	ストーカ方式(火格子燃焼式)
粗大ごみ処理施設	床面積	424.86 m <sup>2</sup>
	供用開始	昭和 59 年 12 月 1 日
	総事業費	371,380,000 円
	処理能力	30t/5h
	破砕機方式	縦型衝撃せん断回転式
	処理対象物	金属物、木製品、プラスチック類、がれき、ガラス類 その他(マット、畳等)

### 1.4.2 中間処理の実績

図Ⅱ.1.4-1 に焼却処理量及び粗大ごみ破砕量の推移を示します。

焼却処理量（可燃ごみ受入量と破砕可燃物量の合計）、粗大ごみ破砕量はともに、増減しながら、ほぼ横ばいに推移しています。

図Ⅱ. 1.4-1 焼却処理量及び粗大ごみ破砕量の推移



## 1.5 最終処分

### 1.5.1 最終処分場の概要

最終処分場の概要は表Ⅱ.1.5-1のとおりです。

表Ⅱ. 1.5-1 最終処分場の概要

施設名	犬山市八曾一般廃棄物最終処分場
所在地	犬山市字八曾1番地1
竣工	昭和63年2月29日
総建設事業費	314,276,000円
埋立使用期間	昭和63年から埋立て開始
施設規模	総面積 15,233 m <sup>2</sup> 埋立面積 8,583 m <sup>2</sup> 埋立容量 72,158 m <sup>3</sup>
埋立方法	サンドイッチ工法(準好気性)
施設概要	管理棟 施設用道路 延長650m 幅3m 遮水施設 合成ゴムシート 1.5mm厚 10,139 m <sup>2</sup> 雨水集排水施設 処分場外周UD字溝等 841m 地下水集排水施設 有孔ヒューム管 L=396m 浸出水集排水施設 有孔ヒューム管 L=381m ガス抜き施設 L=253m 飛散防止施設 ネットフェンス H=3m、L=594m 門、囲障施設 ネットフェンス H=2m、L=32.9m
浸出水処理施設	処理能力 平均36 m <sup>3</sup> /日 最大182 m <sup>3</sup> /日 処理方法 接触酸化方式(重金属処理システムを加えた三次処理) 放流水質 pH 5.8~8.6 BOD 5 mg/l以下 COD 10 mg/l以下 SS 5 mg/l以下 T-N 5 mg/l以下 T-P 1 mg/l以下 大腸菌群数 3,000 個/ml



## 1.5.2 最終処分の実績

本市の最終処分場には、中間処理施設から発生した焼却灰の一部及び不燃性破碎残渣を埋め立てており、それ以外の焼却残渣は、民間への処分委託を行っています。

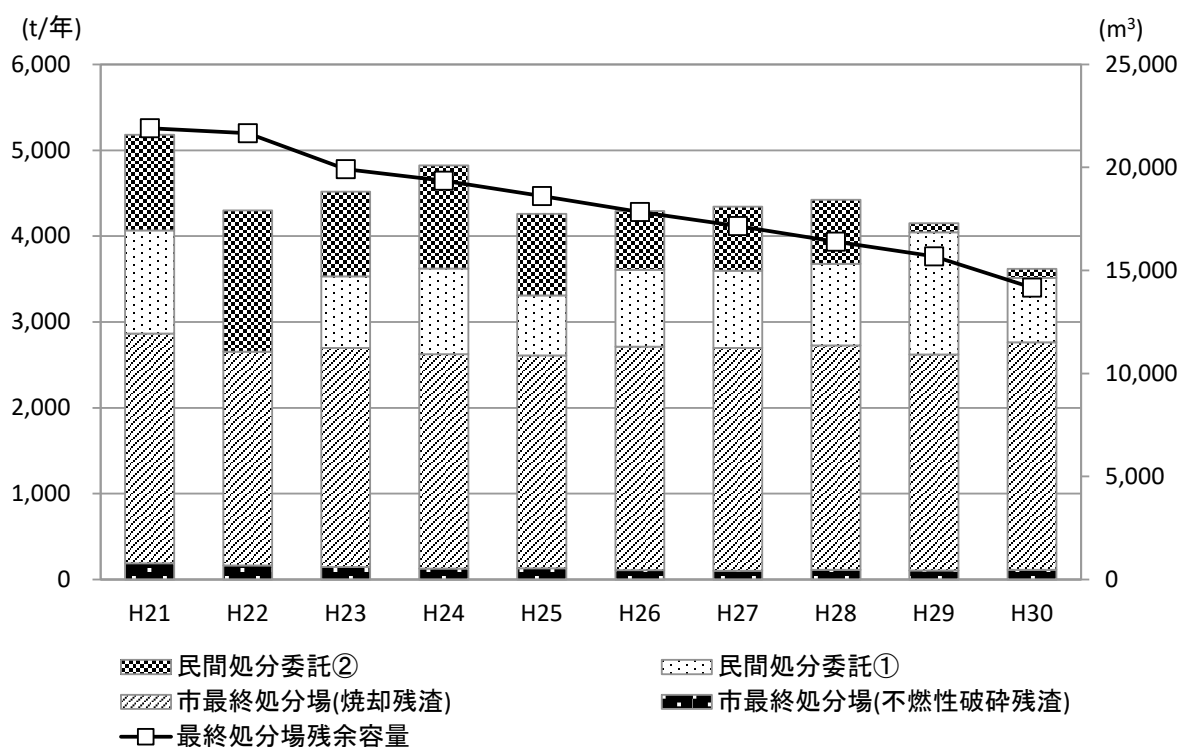
表Ⅱ.1.5-2 に最終処分量及び1人当たりの最終処分量の推移を示します。最終処分量の合計値、1人当たり最終処分量は概ね横ばいとなっています。

また、図Ⅱ.1.5-1 に最終処分量及び本市の最終処分場の残余容量を示します。最終処分場の残余容量は、平成21年度の21,908m<sup>3</sup>から平成30年度には14,163m<sup>3</sup>となっており、令和10年度までは使用できると見込んでいます。

表Ⅱ. 1.5-2 最終処分量及び1人当たり最終処分量の推移

単位	不燃性 破碎残渣	焼却残渣			最終処分量 合計	1人当たり最 終処分量	最終処分場 残余容量
	犬山市最終処分場	民間処分 委託①	民間処分 委託②				
	t	t	t	t	t	kg/年	m <sup>3</sup>
H21	187	2,677	1,203	1,113	5,180	68.3	21,908
H22	164	2,488	0	1,647	4,299	56.8	21,668
H23	144	2,554	835	984	4,517	59.7	19,922
H24	126	2,498	1,000	1,198	4,822	64.0	19,358
H25	129	2,481	700	949	4,259	56.9	18,606
H26	109	2,602	895	687	4,293	57.4	17,845
H27	100	2,599	898	748	4,345	58.2	17,151
H28	112	2,615	949	746	4,422	59.3	16,396
H29	104	2,516	1,425	106	4,151	55.8	15,688
H30	111	2,653	750	106	3,620	48.9	14,163

図Ⅱ. 1.5-1 最終処分量及び最終処分場残余容量の推移

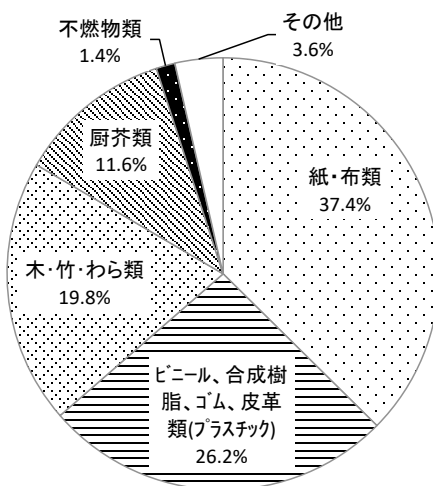


## 1.6 可燃ごみのごみ質分析結果

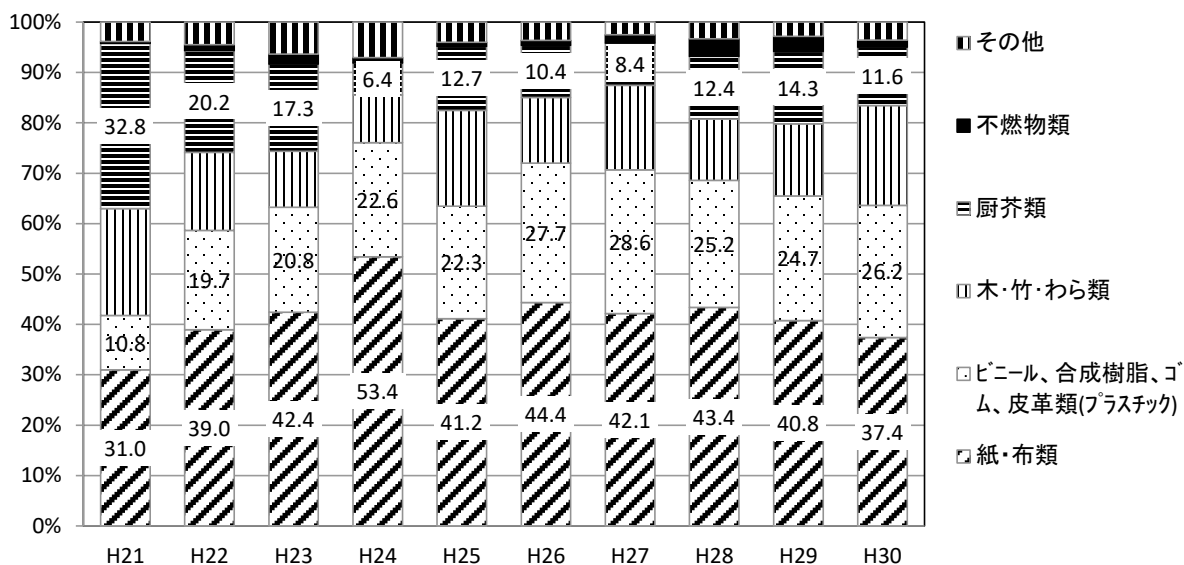
中間処理施設ではごみ質の分析を定期的に行っており、平成30年度には4回実施しました。図Ⅱ.1.6-1に平成30年度の年平均のごみ質分析結果を示します。ごみの内訳を見ると、紙・布類がもっとも多く37.4%、次いでビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類（プラスチック）が26.2%となっています。

また、図Ⅱ.1.6-2に年平均のごみ質分析結果の経年変化を平成21年度から平成30年度まで比較したものを示します。ここ数年は、紙・布類及びビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類（プラスチック）の構成割合はほぼ変化はなく、厨芥類は約3割から約1割に減少するという結果になりました。構成割合が変化した原因は、生活様式の変化や市民の生ごみ削減への取り組みの成果によることがうかがえます。また、紙・布類は約4割を占めていることから、可燃ごみの中に資源となる紙・布類がまだ含まれている可能性があること、今後も引き続き紙類の資源化の取り組みを継続して行うことで資源化される紙・布類が増加する可能性があることがうかがえます。

図Ⅱ. 1.6-1 可燃ごみのごみ質分析結果（平成30年度平均値）



図Ⅱ. 1.6-2 可燃ごみのごみ質分析結果の推移



## 1.7 ごみ減量化・資源化施策の状況

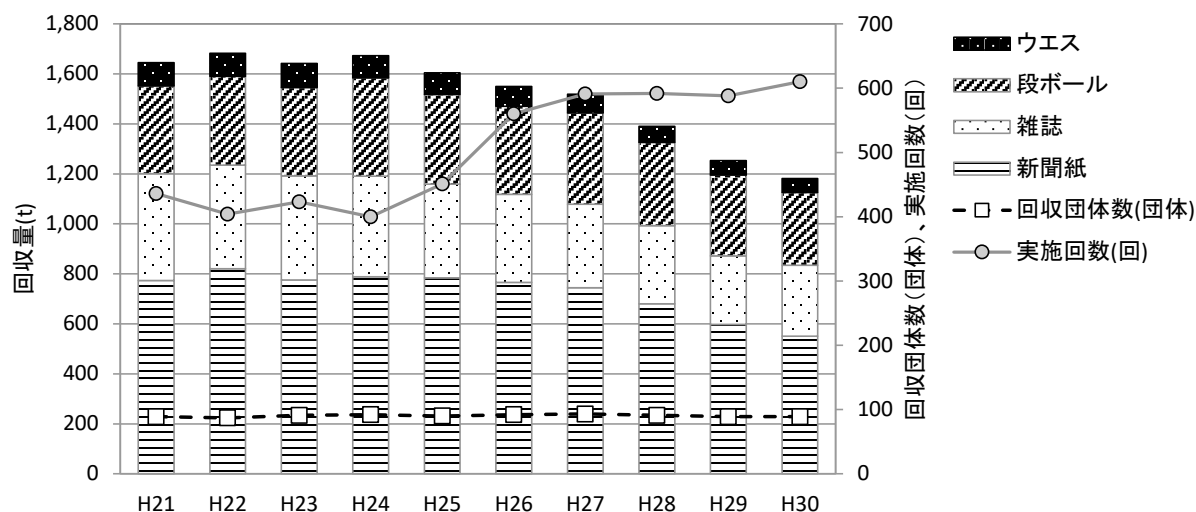
### 1.7.1 集団回収の状況

表Ⅱ.1.7-1 及び図Ⅱ.1.7-1 に集団回収量の状況を示します。同一の年度に4回以上活動を実施した団体に年間10,000円を加算しており、実施回数については年々増加する傾向にあります。集団回収量は年々減少する傾向にあり、奨励金の支払い額もそれに伴い減少しています。

表Ⅱ. 1.7-1 集団回収の状況

項目		資源回収量の状況									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
(t 回 収 量)	新聞紙	773	821	776	788	784	766	745	680	598	551
	雑誌	427	414	416	403	375	352	334	312	274	283
	段ボール	352	355	353	393	359	353	365	333	324	292
	ウエス	93	93	97	89	86	80	75	65	57	55
	計	1,645	1,683	1,642	1,673	1,604	1,550	1,518	1,391	1,253	1,181
回収団体数(団体)		89	87	91	92	90	92	93	91	89	89
実施回数(回)		436	404	423	400	451	560	591	592	588	610
奨励金額(千円)		10,193	10,485	10,291	10,496	10,063	9,761	9,590	8,793	7,996	7,557

図Ⅱ. 1.7-1 集団回収量の推移

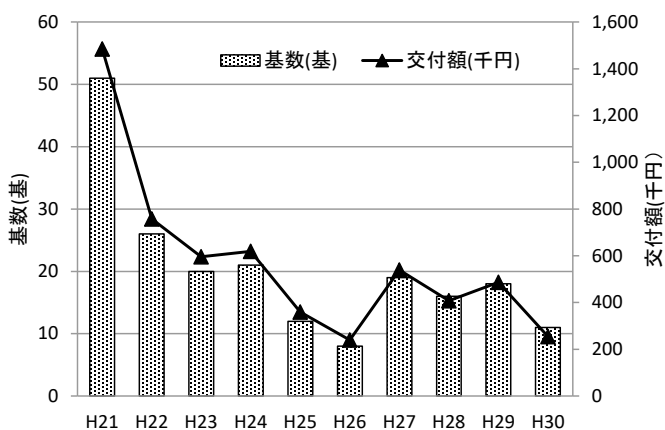


### 1.7.2 家庭用生ごみ処理機等導入支援の状況

各家庭から排出される生ごみの自家処理を促進することを目的として、「犬山市家庭用生ごみ処理機補助金交付要綱」を制定し、生ごみ処理機を購入した場合に補助金(販売価格の1/2とし、上限額は30,000円)を交付しています。

図Ⅱ.1.7-2 に補助金の交付状況を示します。平成21年度には上限額を20,000円から30,000円に引き上げたため、交付件数が51件と増加しましたが、その後は年間10~20件程度で推移し、平成30年度は11件となっています。

図Ⅱ. 1.7-2 補助金交付の状況



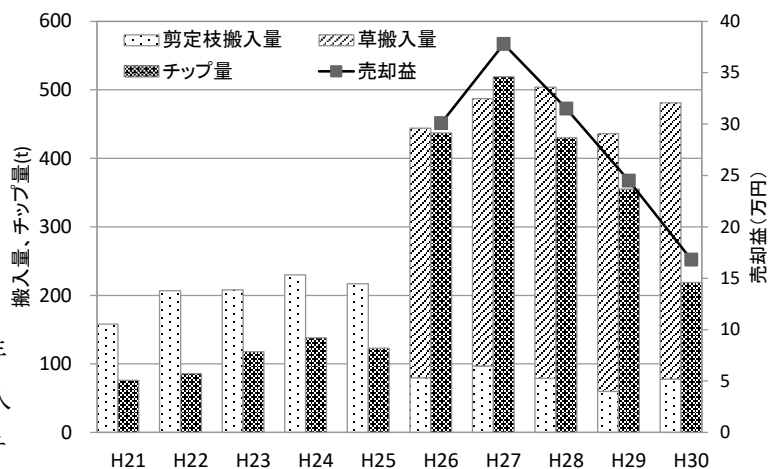
### 1.7.3 その他の品目の資源化の状況

#### 1) 剪定枝・草チップ化事業

平成 21 年 7 月より、剪定枝の焼却量の減少及び循環型社会の構築を目的として、犬山市都市美化センターにおいて、(公社)シルバー人材センターによる剪定枝チップ化事業を開始し、平成 26 年度からは民間に委託して、剪定枝に加え草のチップ化処理も行っています。平成 30 年度は剪定枝搬入量が 78t、草搬入量が 403t、チップ量が 219t、チップの売却益は 168,000 円(図 II.1.7-3)となっています。

搬入量とチップ量の差は、チップ後は搬入時より水分含有量が減ることと、チップの需要が少ない場合、チップにしないで保管された状態で年度をまたぐケースによるものです。

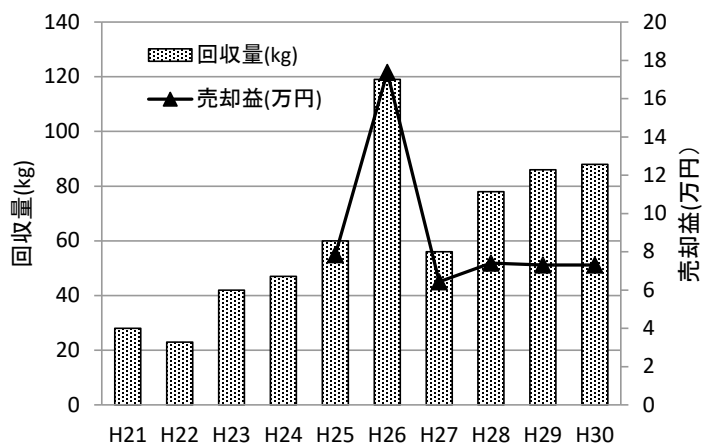
図 II. 1.7-3 剪定枝・草チップ化の状況



#### 2) 携帯電話リサイクル事業

平成 21 年 4 月より、貴金属やレアメタルのリサイクルを目的として、市役所及び各出張所の 5 か所で廃携帯電話の回収を開始し、平成 26 年 2 月からはわん丸エコステーション、犬山国際観光センター、楽田ふれあいセンターを加え、市内 8 か所に回収場所を増やしました。平成 30 年度は回収量 86kg、売却益 73,100 円となっています(図 II.1.7-4)。

図 II. 1.7-4 携帯電話リサイクルの状況

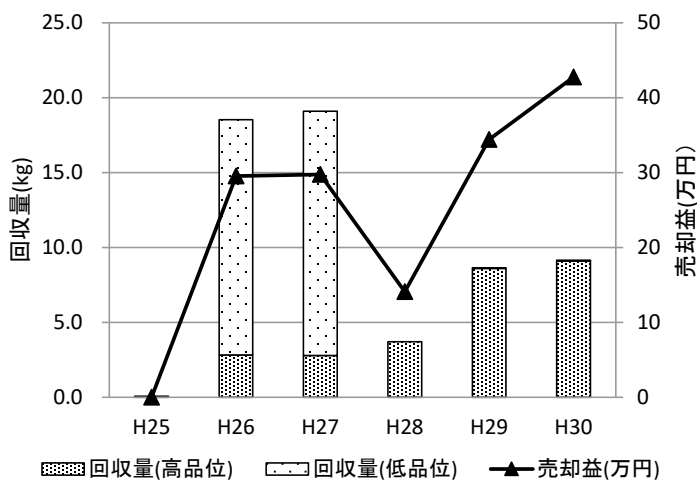


### 3) 小型家電・パソコンリサイクル事業

貴金属やレアメタルのリサイクルを目的として、平成26年2月より小型家電リサイクル事業を開始し、市役所、各出張所など市内8か所に専用ボックスを設置し、8品目（携帯電話を除く）の回収を行っています。平成26年4月からは不燃ごみからのピックアップ回収と、わん丸エコステーションでのパソコン回収を開始しました。

平成30年度は回収量合計約9t、売却益は427,418円となっています（図Ⅱ.1.7-5）。

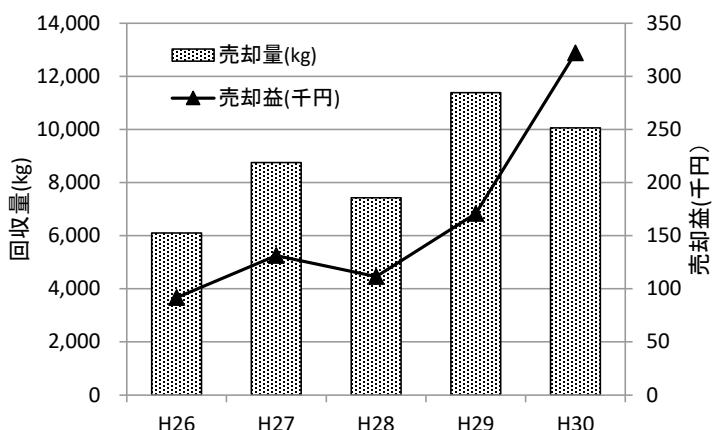
図Ⅱ. 1.7-5 小型家電・パソコンリサイクルの状況



### 4) 廃食用油回収事業

平成26年度より廃食用油回収事業を開始し、市役所及び各出張所、わん丸リサイクル小屋、わん丸エコステーションで廃食用油の回収を行っています。平成30年度の回収量は10,060kgで、売却益は321,920円となりました（図Ⅱ.1.7-6）。

図Ⅱ. 1.7-6 廃食用油回収事業の状況



### 5) 羽毛ふとん回収事業

平成30年8月より、ダウン率50%以上の羽毛ふとんの回収を、市役所及び各出張所、わん丸リサイクル小屋、わん丸エコステーションで行っています。平成30年度の回収量は94枚で、売却益は34,776円となりました。

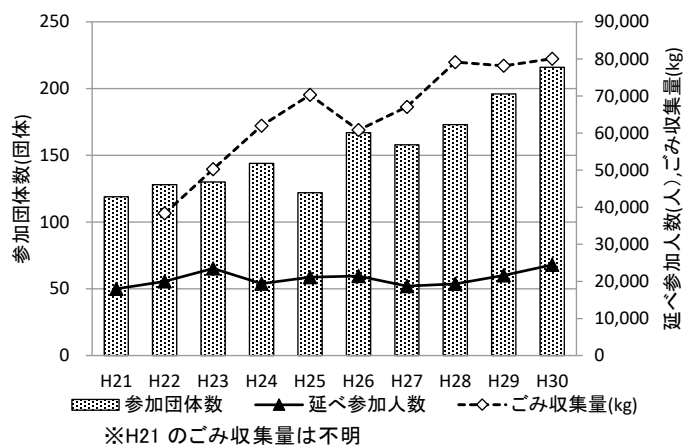
## 1.7.4 地域における取り組みの状況

### 1) クリーンタウン犬山推進事業

市民・事業者が行う自主的な環境美化活動に対して、ごみ袋の支給、ごみの収集運搬等の支援を行っています。

近年、参加団体数、延参加人数ともに増加し、それに伴いごみの収集量も増加しています。平成30年度は216団体、延べ24,478人が参加し、ごみ収集量は約80tとなりました（図Ⅱ.1.7-7）。

図Ⅱ. 1.7-7 クリーンタウン犬山推進事業実施状況

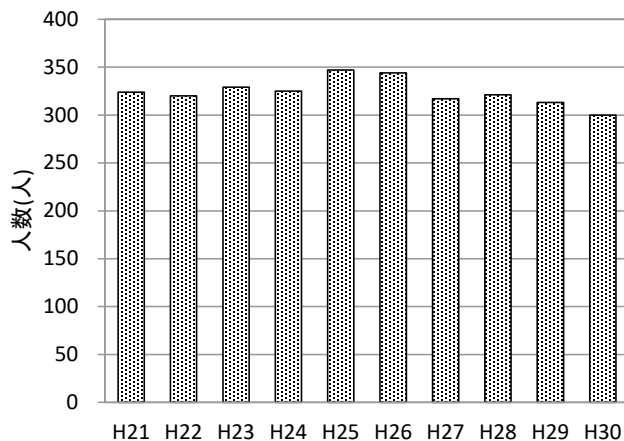


### 2) ごみ減量ボランティア（クリーンキーパー）

ごみの排出抑制、ごみ出しマナーの徹底等を行う中心的、指導的役割を果たす目的で、ごみ減量ボランティア（クリーンキーパー）を町内に依頼し、活動していただいています。

平成21年度以降、クリーンキーパーの数はほぼ一定で推移し、平成30年度は300人となっています（図Ⅱ.1.7-8）。

図Ⅱ. 1.7-8 クリーンキーパーの状況



### 1.7.5 その他のごみ減量化・資源化施策の状況

#### 1)ごみ分別アプリ（さんあ〜る）の導入

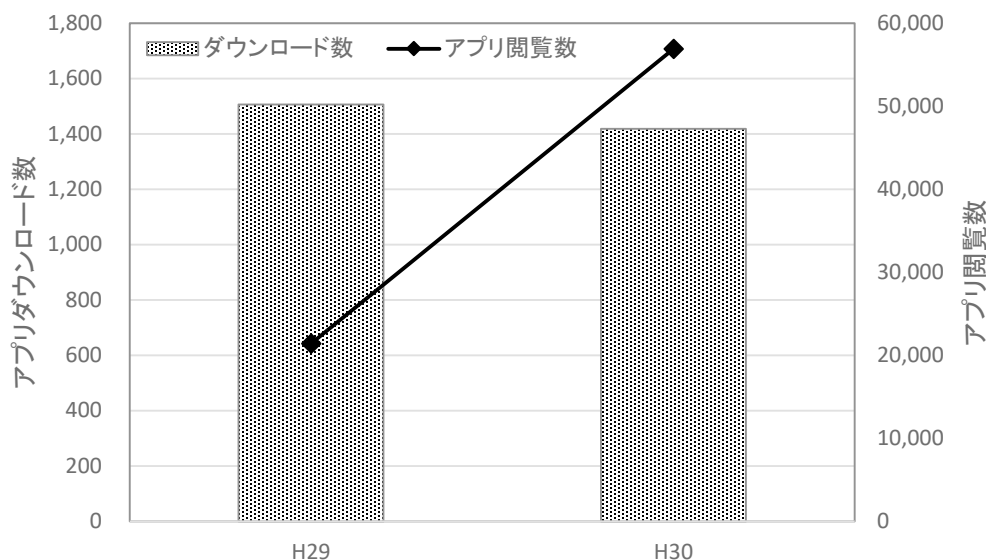
ごみ分別の更なる周知のため、平成 29 年 9 月より、スマートフォンから閲覧できるごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入しました。このアプリは多言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語）にも対応するもので、ごみ出し日の通知、ごみ分別品目の検索等が可能です（図Ⅱ.1.7-9）。

「さんあ〜る」のダウンロード数は平成 29 年度、30 年度ともに 1,500 件程度ですが、閲覧数は約 2 万件から約 6 万件へ増加しており、市民に日常的に使用されていることがうかがえます（図Ⅱ.1.7-10）。

図Ⅱ. 1.7-9 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」



図Ⅱ. 1.7-10 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数及び閲覧数



## 1.8 他の自治体と比較した犬山市の状況

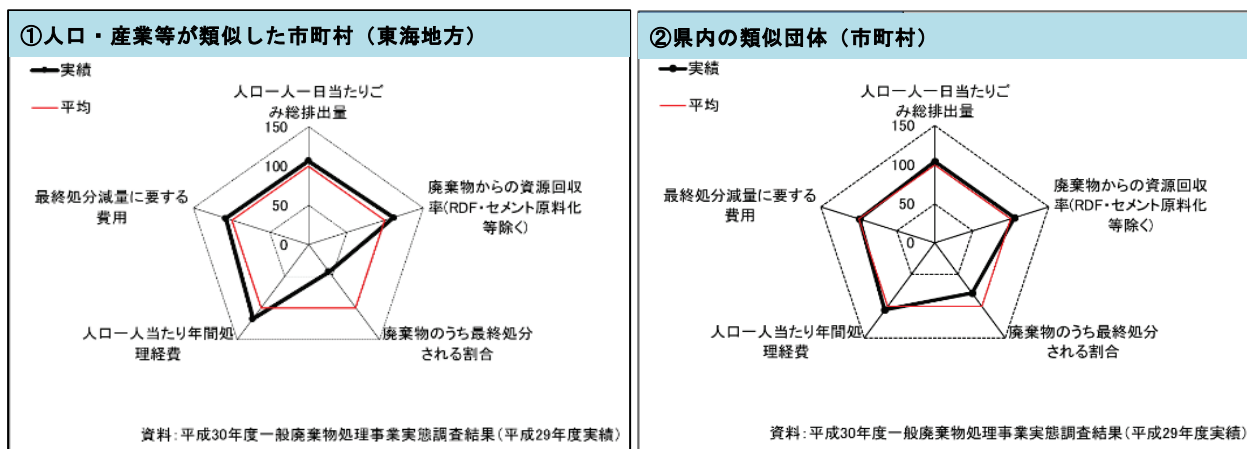
### 1.8.1 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる分析

環境省が提供する循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムの構築のため、市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価するツールである「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」により、犬山市の一般廃棄物処理の特徴を検証しました。なお、データは平成 29 年の実績値を使用しました。

図Ⅱ.1.8-1 に、市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる評価結果を示します。①は人口・産業構造等が類似した市町村（東海地方のみ）、②は県内の類似団体（市町村）の比較結果です。レーダーチャートの赤線は平均値で、外側に行くほど「良い（ごみ排出量が少ない、リサイクル率が高いなど）」結果となります。

①類似団体との比較、②県内類似団体との比較結果はともに、「最終処分減量に要する費用」、「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率」はほぼ平均値となっています。また、「人口一人当たり年間処理経費」は東海地方の比較では平均よりやや上回っていますが、県内との比較では平均程度です。「廃棄物のうち最終処分される割合」とは、地区外で処分する割合のことを言い、市で焼却灰を埋め立てていることにより、東海地方、県内ともに、平均を下回っていると考えられます。

図Ⅱ. 1.8-1 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる評価結果



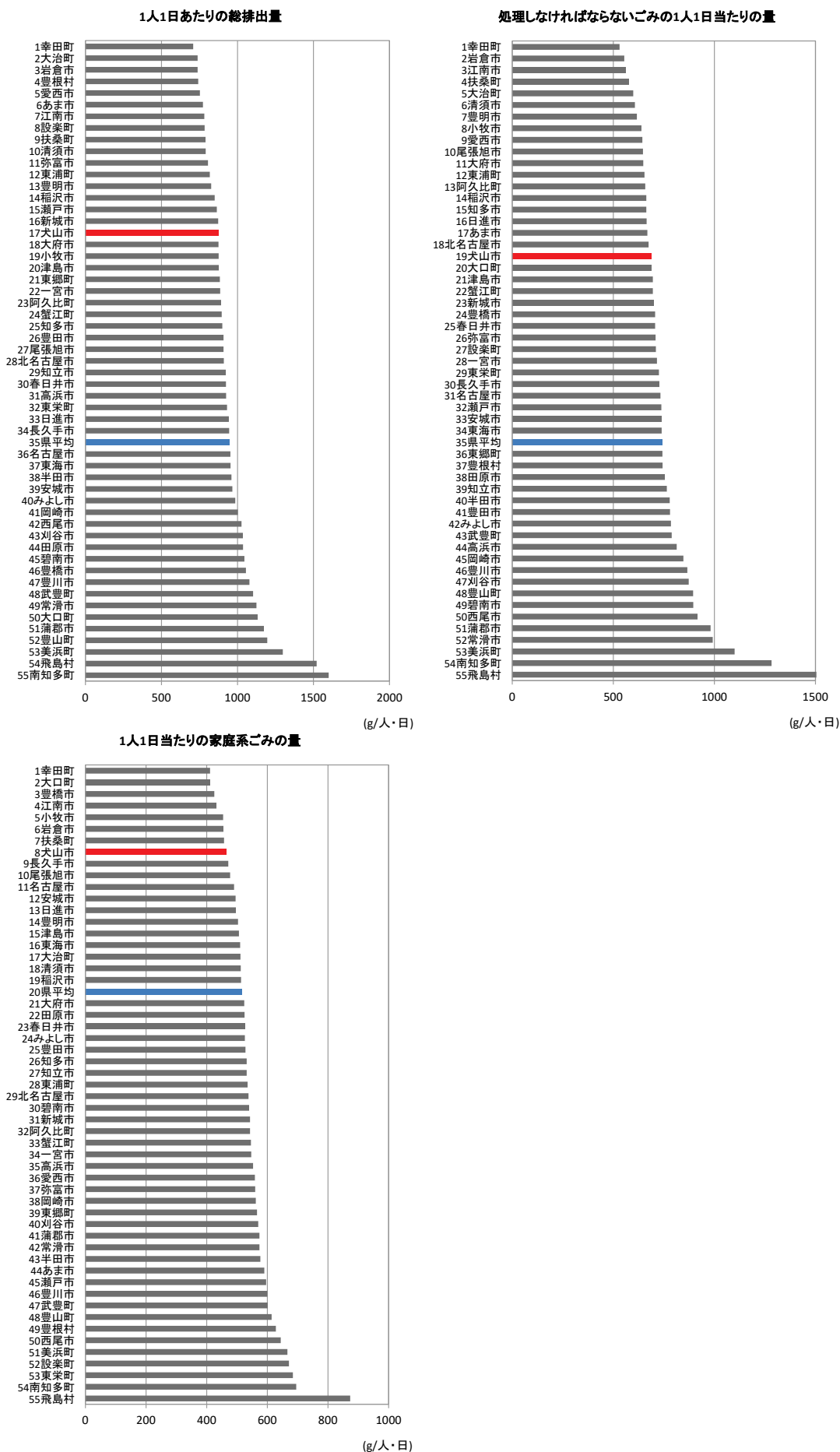
### 1.8.2 県内他市町村との比較

平成 29 年度の実績を基にして、県内の他市町村と、1 人 1 日当たりのごみの量を比較した結果を示します。

犬山市は、「1 人 1 日当たりの総排出量（資源ごみ、集団回収等を含めた家庭系・事業系の総排出量）」では県内 17 位、「処理しなければならないごみの 1 人 1 日当たりの量（資源ごみ以外の家庭系ごみ、事業系ごみの合計）」では県内 19 位ですが、「1 人 1 日当たりの家庭系ごみの量（資源ごみを除く家庭系ごみ）」では県内 8 位となっており、いずれの指標も県平均より上位となっています。これは、犬山市は他市町村と比較すると、家庭系ごみに比べて事業系ごみの量が多いためと考えられます。



図Ⅱ. 1.8-2 県内他市町村との比較結果



出典：平成 29 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果より作成

## 1.9 目標の達成状況及びその評価

平成 27 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、中間目標年度（令和元年度）及び目標年度（令和 6 年度）における目標とすべき数値（以下目標値と呼ぶ）を定めています。

表 II.1.9-1 に平成 30 年度における目標値及び実績値、その達成状況について示します。なお、平成 30 年度の目標値は平成 25 年度の実績値と令和元年度の目標値の間が直線的に推移するとして算出しました。平成 30 年度の達成状況は、家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの量では可燃ごみと不燃ごみで非達成、粗大ごみでは達成しています。事業系ごみの総量では達成となっています。

表 II. 1.9-1 目標値の達成状況

項 目	平成 25 年度	平成 30 年度			中間目標 令和元年度	最終目標 令和 6 年度
	実績値	目標値	実績値	達成状況	目標値	目標値
家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量 (g/人・日)						
可燃ごみ	436	430	436	非達成	429	426
不燃ごみ	21	20	26	非達成	20	19
粗大ごみ	2	2	2	達成	2	2
合計	460	453	464	—	451	447
事業系ごみ 排出量 (t/年)	5,768	5,720	5,511	達成	5,710	5,652

注) 四捨五入のため、表の合計値が一致しないことがあります。

## 2 将来のごみ量の予測

### 2.1 将来推計方法

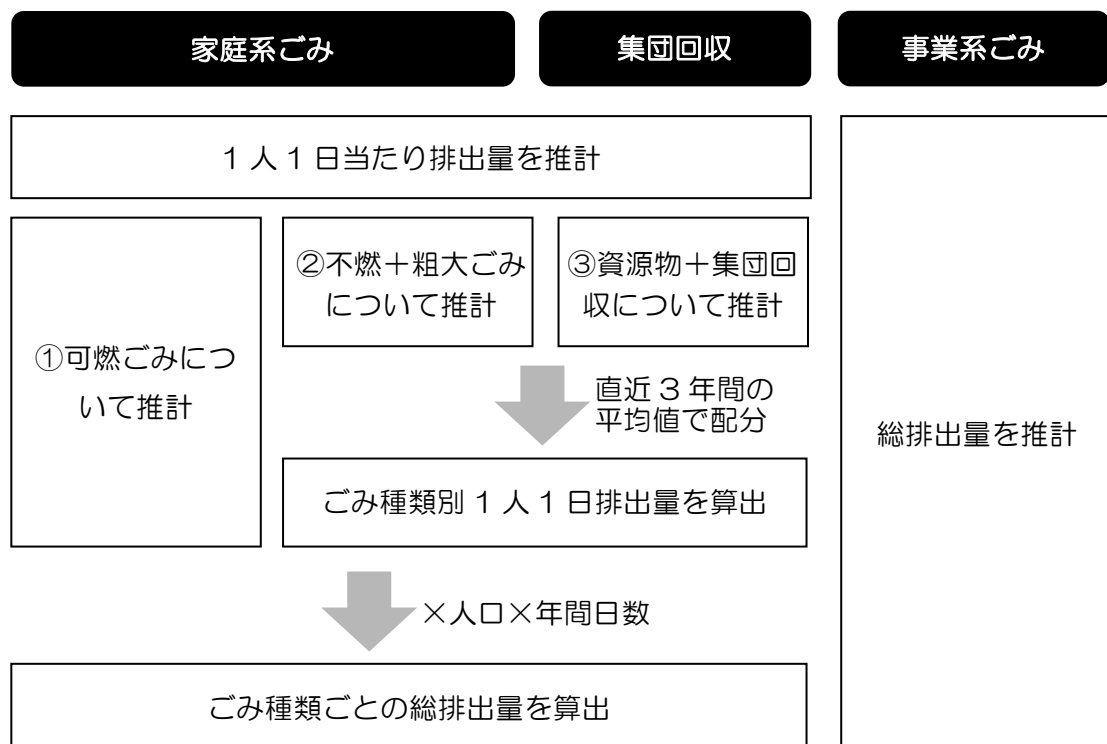
本市から発生するごみを発生源別に家庭系ごみ（集団回収を含む）と事業系ごみに分類し、それぞれについて平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間の実績を基に、将来のごみ量について検討を行いました。

図Ⅱ 2.1-1 にごみ量推計のイメージを示します。家庭系ごみと集団回収については、人口の増減により単純にごみ量も増減するため、人口増減要因を排除した 1 人 1 日当たりの排出量の実績を基にトレンド推計を行いました。推計に当たっては、ごみ種類別の最近の推移の傾向を基に、家庭系可燃ごみ、家庭系不燃ごみ＋粗大ごみ、家庭系資源物＋集団回収について推計を行ったのち、家庭系不燃ごみと粗大ごみ、家庭系資源物と集団回収について、過去 3 年間の平均的な割合で配分しました。

事業系ごみについては、事業活動の状況によりごみ量の変動するため、人口や事業所数、従業員数等の指標と単純な相関関係にはありません。そのため、事業系ごみについては、排出量の実績を基にトレンド推計を行いました。

ごみ排出量の将来推計方法のイメージは次のとおりです。

図Ⅱ. 2.1-1 ごみ排出量の将来推計方法のイメージ

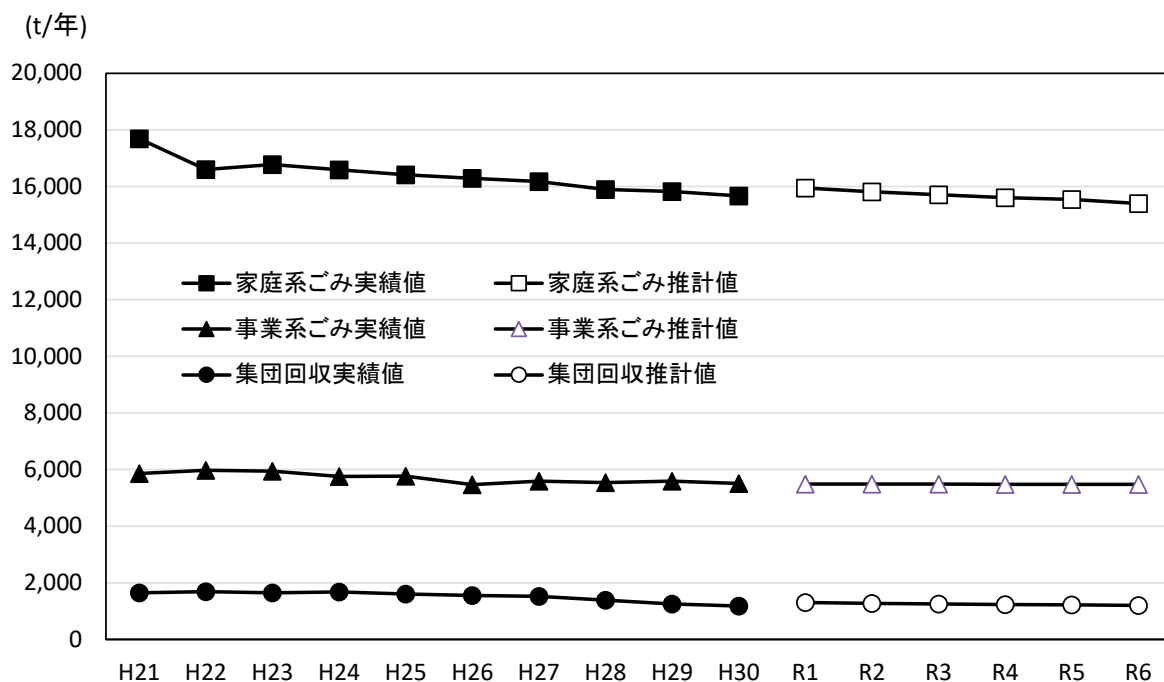


## 2.2 将来推計結果

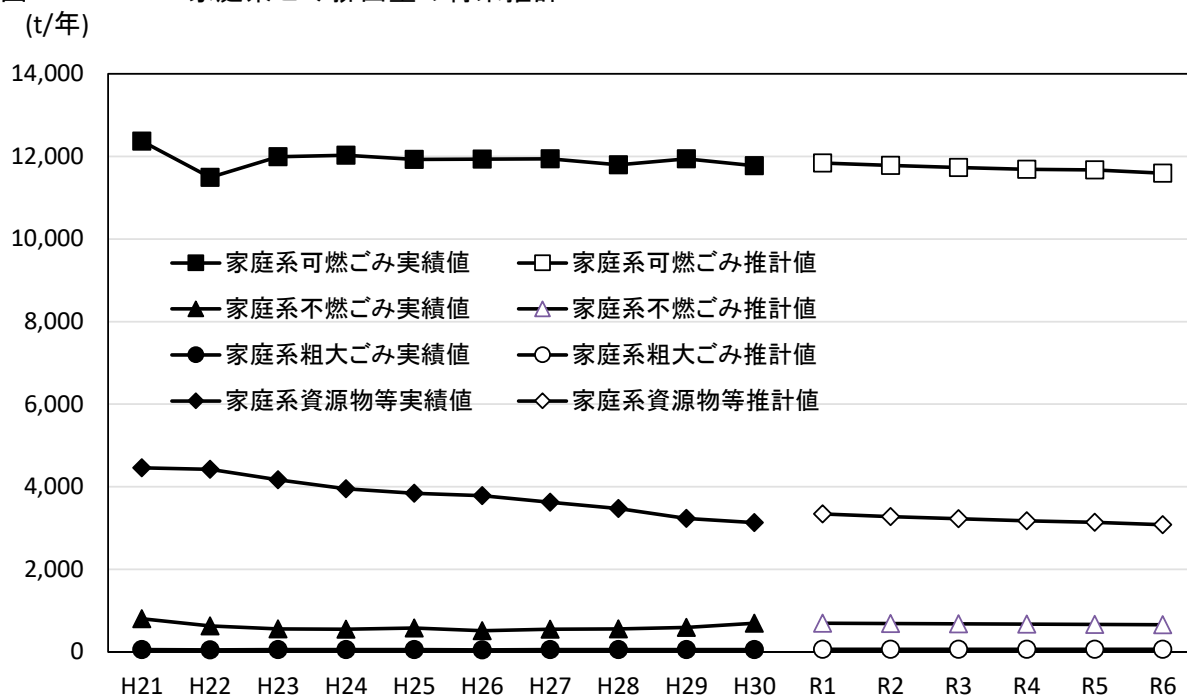
図Ⅱ.2.2-1 にごみの排出元別排出量、図Ⅱ.2.2-2 に家庭系ごみの種類別排出量、図Ⅱ.2.2-3 に家庭系ごみの1人1日当たり排出量の推計結果を示します。家庭系ごみ排出量は人口の減少に伴いゆるやかに減少します(図Ⅱ.2.2-1)。内訳としては、可燃ごみ及び資源物の減少が影響しています(図Ⅱ.2.2-2)。事業系ごみ、集団回収についてもゆるやかな減少傾向を示しています。

家庭系ごみの1人1日当たり排出量は、可燃ごみは平成31年度以降は横ばい、資源物と集団回収は減少傾向となりました(図Ⅱ.2.2-3)。

図Ⅱ. 2.2-1 ごみ排出量の将来推計

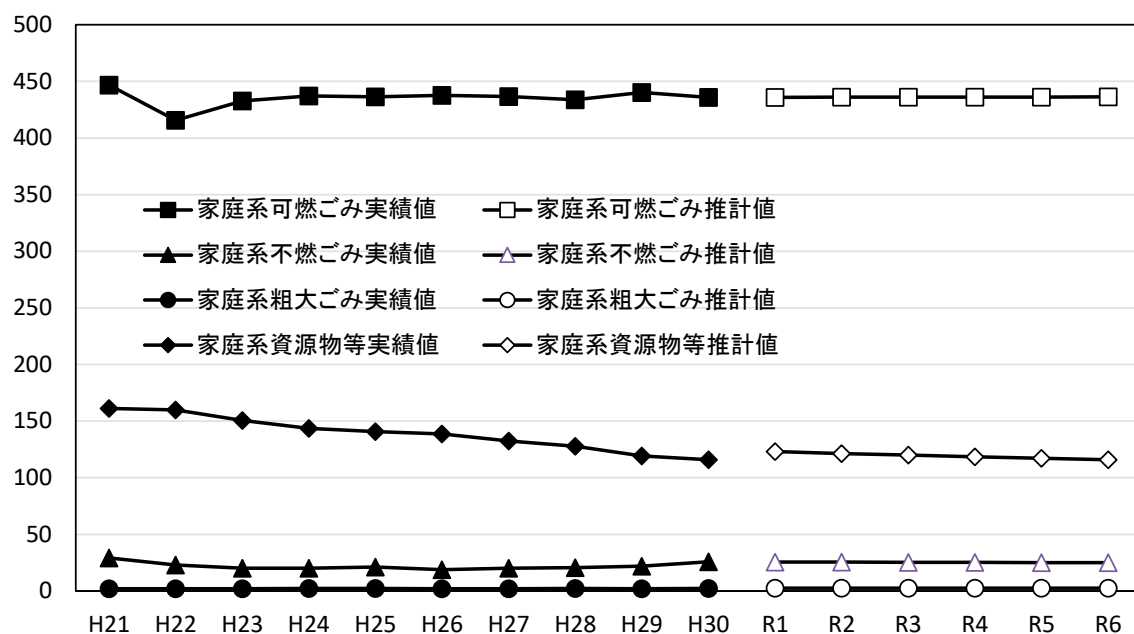


図Ⅱ. 2.2-2 家庭系ごみ排出量の将来推計



図Ⅱ. 2.2-3 家庭系ごみの1人1日当たり排出量の将来推計

(g/人日)



### 2.3 ごみ量推計結果のまとめ

目標年次におけるごみ排出量の推計結果は以下のとおりです。

単位：t

		家庭系ごみ					事業系ごみ	集団回収
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	合計		
現況	H25	11,927	580	60	3,845	16,412	5,768	1,604
	H30	11,775	698	62	3,130	15,665	5,511	1,181
推計	R06	11,593	664	64	3,082	15,403	5,476	1,198

注) 四捨五入のため、表の合計値が一致しないことがあります。

### <参考>1人1日当たり排出量の推計結果

単位：g/人・日

		家庭系ごみ					事業系ごみ	集団回収
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	合計		
現況	H25	436	21	2	141	600	211	59
	H30	436	26	2	116	580	204	44
推計	R06	436	25	2	116	580	206	45

注) 四捨五入のため、表の合計値が一致しないことがあります。

### 3 今後の課題

本市におけるごみ処理の現状及び目標の達成状況から導き出される課題を、以下のとおり取りまとめました。

#### 3.1 ごみの減量化・資源化に関する課題

##### ●市民のごみに対する取り組みについて

指定ごみ袋制度を始めとしたごみ減量に向けた取り組みにより、本市のごみ（資源物、集団回収を含む）の排出量、1人1日当たりの排出量はともに減少してきましたが、近年は下げ止まりの傾向にあります。これは、個人で実行しやすいごみ減量に向けた取り組みが市民の間に広がった結果とも考えられ、ここから更に減量を行うためには、これまでとは異なる方面からのアプローチが必要と考えられます。

しかしながら、クリーンキーパーやクリーンタウン犬山推進事業への参加者数は高いレベルを維持していることから、市民のごみ減量・資源化に取り組む意識や協力に対する意識は高い状態であることがうかがえます。

以上のことより、市民のごみ減量・資源化への意識の高さを維持し、取り組みへの参加を支えるために、情報提供や仕組みづくりを推進するとともに、ごみ減量化・資源化に向けた新たなアプローチの手法について検討する必要があります。

⇒市民のごみの減量に向けた意識の向上と取り組みへの支援を推進する必要があります。

##### ●家庭系ごみの発生抑制及び資源の分別排出の促進について

前述したとおり、本市の家庭系ごみの排出量、1人1日当たりの排出量は、全体的には下げ止まりの傾向にありますが、不燃ごみ、粗大ごみについては平成30年度に増加しています。

可燃ごみのごみ質分析結果を見ると、紙・布類が約4割を占めています。この状況は過去10年間を通して変わっておらず、可燃ごみの中になお、資源化可能な紙・布類が多く含まれている可能性があると考えられます。しかしながら平成26年度に実施した市民意識調査結果では、紙・布類は資源ごみ回収や集団回収等で適切に排出されており、可燃ごみに出しているという回答は少なくなっています。これは、資源物として排出可能な紙類に関する知識が未だに市民の間に普及されていない可能性と、事業系ごみとして紙類が大量に持ち込まれていることの両方の可能性が考えられます。また、現在不燃ごみとしているものから新たに資源物とする分別区分の変更についても検討することで、ごみの発生抑制を実現できる可能性があります。

そのため、市民に対して紙類を中心とした分別について、効果的な情報提供を行うと共に、発生抑制及び資源の分別排出のための環境を充実させ、発生抑制及び資源の分別排出に取り組むやすい体制づくりについても取り組む必要があります。

⇒家庭系ごみの発生抑制及び資源の分別排出に向けた環境の整備を行う必要があります。

### ●事業系ごみの排出削減の取り組みについて

可燃ごみのごみ質分析結果より、事業系可燃ごみとして紙類が持ち込まれている可能性があること、また、平成 26 年度に実施した事業系廃棄物排出実態調査より、比較的資源化が容易な紙類に対しても許可業者で処分を行っている実態がみられることから、事業者に対して、資源の排出方法の周知、ごみの分別や排出に関する指導、資源化業者に関する情報提供等を行う必要があります。

⇒事業系ごみにおけるごみの発生抑制及び資源化の取り組みを促進する必要があります。

## 3.2 収集運搬、中間処理及び最終処分に関する課題

### ●市民の年齢構成・世帯構成の変化を念頭に入れたごみ処理体系について

本市の市民の年齢構成は、団塊の世代と団塊ジュニアの世代が多い一般的な自治体と同様の年齢構成となっています。今後 10 年間で考えた場合、高齢者のみの世帯が増加し、それとともにごみの排出が困難な世帯が増加することが考えられます。

また、クリーンキーパー等による集積場の維持管理活動は現役を退いた世代が担い手であることが多いこと、1 世帯当たりの人員が減少し、3 世代同居家族が減少していることなどから、今後も続く高齢社会や世帯構成の変化に伴い、地域における集積場の維持管理活動の担い手が不足することも考えられます。

以上の状況より、今後の市民の年齢構成及び世帯構成の変化を念頭に入れて、本市のごみ処理体系を検討していく必要があります。

### ●新ごみ処理施設の建設・稼働に向けた検討について

江南市、大口町、扶桑町とともにごみの広域処理を行う新ごみ焼却処理施設の建設及び稼働に向けて、ごみ分別の再検討、更なる減量施策の検討を行う必要があります。

### ●中間処理施設の維持管理について

ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設は、昭和 58、59 年の稼働開始から既に約 35 年を経過しており、設備の老朽化及び処理能力の低下が懸念されることから、新ごみ処理施設の稼働が予定される令和 7 年度まで、適切な維持管理に努める必要があります。

### ●中間処理量の削減について

ごみ排出量が下げ止まっている影響で、中間処理量についても横ばいに推移していますが、新ごみ処理施設が稼働するまで最終処分場に埋め立てができるよう、更なる中間処理量の減少を図る必要があります。

### ●事業系ごみの処理不適物等に対する取り組みについて

事業所等から排出されるごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、このうち一般廃棄物のみが事業系ごみとして、市の中間処理施設に搬入することができます。中間処

理施設で処理できる事業系ごみは、家庭系ごみと範囲が異なることから、資源化の推進や処理不適物の混入防止のために、排出事業者や許可業者に対する分別指導を引き続き行う必要があります。

●最終処分場について

本市では、不燃性破碎残渣及び焼却施設からの焼却残渣の一部は市の最終処分場で、一部は民間の処分場で処分していますが、残余容量は平成 30 年度末で残り約 20%となっています。新ごみ処理施設が稼働するまで最終処分場に埋め立てができるよう、最終処分量そのものを減らすために資源化の検討を行う必要があります。

⇒適正なごみ処理体制の確保を図る必要があります。



## 4 計画の方針

---

### 4.1 計画の基本方針

本計画の基本方針は、平成 27 年 3 月策定の「犬山市一般廃棄物処理基本計画」に定めた基本方針を踏襲し、以下のように定めます。

**基本方針 1：継続できる循環型社会づくりを目指します。**

**基本方針 2：より質の高い循環の「環」を、市民、事業者、市がともに作りあげていきます。**

- まず、3Rを徹底（発生抑制、再利用、リサイクルし、最後にごみに）
- 家庭内で、職場内で、地域で、ごみ減量・資源化を進めるため、一人ひとりがごみを身近な問題としてとらえ、日々の暮らし、しごとを見直します。
- 市民、事業者、行政は、それぞれの立場で、ごみの発生抑制とリサイクルの推進に努めます。
- これまで構築してきた市民と市とのパートナーシップを活かして取り組みます。

## 4.2 計画の目標値

### 4.2.1 目標年度

目標年度は、本計画の目標年次である令和 6 年度とします。

### 4.2.2 目標値の設定

目標値については、前期計画の目標値が達成できていないことから、前期計画の目標値を維持し、国の基本方針である「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 22 年 12 月 20 日環境省告示）」における数値目標の「平成 19 年度排出量から 5%削減」を超える削減を目指すこととし、表 II.5.2-1 のとおり設定します。

家庭系ごみは、人口の増減に左右されることがないように 1 人 1 日当たり排出量について、事業系ごみはごみの総量について目標値を設定します。令和 6 年度の目標値については、家庭系ごみのうち、可燃ごみについては、平成 25 年度の実績値から 10g/人・日減となる 426g/人・日とします。不燃ごみ及び粗大ごみについては、平成 25 年度の実績値を概ね維持することを目標とします。事業系ごみについては、平成 25 年度の実績値から 2%減となる 5,652t とします。

表 II. 4.2-1 計画の目標値

項 目	実 績 値		最終目標年度	目標値の考え方
	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 6 年度	
人口（人）	74,881	74,007	72,415	—
家庭系ごみの 1 人 1 日当たり排出量（g/人・日）				
可燃ごみ	436	436	426	H25 年度比 10g 減(R6)
不燃ごみ	21	26	19	H25 年度実績を概ね維持
粗大ごみ	2	2	2	
合 計	460	464	447	—
事業系ごみ 排出量(t/年)	5,768	5,511	5,652	H25 年度比 2%減(R6)

注) 四捨五入のため、表の合計値が一致しないことがあります。

## 5 計画の施策

### 5.1 施策の体系

3で示した課題に基づき、施策の体系を以下のとおりとします。

1 市民のごみの減量に向けた意識の向上と取り組みへの支援	
1) イベント・広報による啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市の広報による啓発</li> <li>②クリーンキーパー研修会</li> <li>③わん丸リサイクル小屋</li> <li>④ごみ分別説明会</li> <li>⑤施設見学会</li> <li>⑥市ホームページでの情報提供</li> </ul>
2) 環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①小中学生ごみ減量ポスター募集</li> <li>②小学生向けの副読本等の作成</li> </ul>
3) ごみ排出マナー等の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市職員による出前講座</li> <li>②外国人・アパート管理者に対する指導</li> </ul>
2 家庭系ごみの発生抑制及び資源の分別排出に向けた環境の整備	
1) 家庭ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみ収集カレンダーの配布</li> <li>②レジ袋削減・有料化の推進</li> <li>③食品ロス削減の推進</li> <li>④生ごみ処理機器購入への補助</li> <li>⑤生ごみの減量化の推進</li> <li>⑥資源回収団体の育成</li> <li>⑦資源物回収ステーションの増設</li> <li>⑧リサイクル品情報掲示板</li> <li>⑨ごみ分別アプリ「さんあ〜」の導入(新規)</li> <li>⑩粗大ごみインターネット受付の導入(新規)</li> </ul>
2) ごみと資源の分別収集の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①資源物の分別回収</li> <li>②有害ごみ・危険ごみの分別収集</li> <li>③リサイクル容器の増設</li> <li>④家庭用剪定枝粉碎機貸出事業</li> <li>⑤携帯電話・小型家電・パソコンの回収</li> <li>⑥体温計・温度計・血圧計(水銀が使用されているもの)の回収</li> <li>⑦その他の品目の回収(新規)</li> <li>⑧分別の細分化の検討(新規)</li> </ul>
3) 家庭系ごみの処理手数料の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①犬山市広域ごみ処理施設整備基金への積立て</li> <li>②家庭ごみ有料化品目の見直しの検討</li> </ul>

3 事業系ごみにおけるごみの発生抑制及び資源化の取り組みの促進	
1) 事業系ごみの発生抑制及び資源化に向けた取り組み	
	①適正排出の指導
	②事業者向け資源回収業者の情報提供(新規)
	③搬入物実態調査の実施
	④剪定枝等チップ化事業
2) 事業系ごみの処理手数料の適正化	
	①事業系ごみの処理手数料の適正化
4 適正なごみ処理体制の確保	
1) 収集運搬計画	
	①効率の良い収集計画
	②広域化による分別品目の検討
2) 中間処理計画	
	①適正な中間処理
	②搬入物実態調査の実施(再掲)
	③新ごみ処理施設の整備
3) 最終処分計画	
	①最終処分場の安定的確保
4) 施設運営計画	
	①運営管理の最適化
	②環境関連定期検査の実施
5) 不法投棄・散乱ごみへの対策	
	①不法投棄の監視等の充実
	②クリーンタウン犬山推進事業
	③市民の清掃活動への支援
	④からす除けネットの配布
	⑤ごみ集積場環境整備助成事業(新規)
6) 災害ごみへの対策	
	①災害ごみ対策
	②災害廃棄物処理計画の策定

## 5.2 施策の内容

### (1) 市民のごみの減量に向けた意識の向上と取り組みへの支援

#### 1) イベント・広報による啓発

##### ①市の広報による啓発

これまでと同様に、「広報いぬやま」にて、定期的にごみやリサイクルに関する啓発記事を連載します。

##### ②クリーンキーパー研修会

クリーンキーパー研修会として、引き続き年1回、施設見学と意見交換会を実施します。また、見学対象施設の増加を検討します。



●クリーンキーパー研修会の様子

##### ③わん丸リサイクル小屋

リサイクル家具・古着等の安価な譲渡を、上坂公園西側の「わん丸リサイクル小屋」において毎月第2日曜日に開催します。午後1時から受け付け、購入者は代金（環境基金に積立）と引き換えに午後4時までに各自で品物を持ち帰るシステムです。

資源物の回収も併せて行います。回収品目は、新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、布類、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、廃食用油（植物性のみ）、羽毛ふとん（ダウン50%以上）です。

##### ④ごみ分別説明会

小中学校、町内会などの要望により、ごみ分別説明会を実施します。

##### ⑤施設見学会

小中学校、町内会などの要望により、都市美化センターなどの施設見学や説明会を実施します。

##### ⑥市ホームページでの情報提供

ごみ分別に関する情報、各種リサイクル情報、レジ袋削減・有料化情報などをわかりやすく情報発信するため、内容の充実を図ります。

## 2) 環境学習の推進

### ①小中学生ごみ減量ポスター募集

毎年、小中学生に対し、3R 推進ポスターを募集します。

### ②小学生向けの副読本等の作成

総合学習等への教材などを充実するため、ごみの種類・ごみの行方やごみ処理施設などについて解説した「ごみのはなし」を作成します。また、映像情報（DVD、ビデオ）の作成を検討します。

## 3) ごみ排出マナー等の指導

### ①市職員による出前講座

町内会、学校などに市職員がうかがい、ごみについての出前講座を実施します。

### ②外国人・アパート管理者に対する指導

ごみ排出マナー向上のため、外国人世帯や単身者の多いマンション・アパートへの指導の強化、日本語学校での説明会の実施などを行います。また、ごみ収集カレンダーの外国語版（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語）を配布します。



●外国語版のごみ収集カレンダー

## (2) 家庭系ごみの発生抑制及び資源の分別排出に向けた環境の整備

### 1) 家庭ごみの発生抑制

#### ①ごみ収集カレンダーの配布

各家庭に、わかりやすいイラストや早見表（分別リサイクルなんでも百科）などで工夫したごみ収集カレンダーについて、内容の見直しを毎年行い、配布します。

#### ②レジ袋削減・有料化の推進

全国的なレジ袋有料化の動きを注視し、小売店に対して、引き続きレジ袋削減・有料化を要請するとともに、買い物袋持参運動を推進することにより、レジ袋の削減を図ります。

#### ③食品ロス削減の推進

ごみを出さない買い物の仕方、調理方法をホームページ等で紹介し、食品ロスの削減を図ります。ごみアプリを活用し、毎月 10 日、20 日、30 日のゼロの日に、冷蔵庫の中の食品の消費期限や賞味期限を確認してもらえようお知らせします。食品の廃棄の実態に関する調査や効果的な削減方法に関する研究を進め、家庭だけでなくスーパーや飲食店での食品ロス削減の方策を検討していきます。

#### ④生ごみ処理機購入への補助

生ごみの減量対策として、電動生ごみ処理機などの家庭用生ごみ処理機の購入に対し、補助金を交付します。補助金額は購入金額の 2 分の 1、上限 30,000 円です。

#### ⑤生ごみの減量化の推進

手軽な生ごみ減量手法である水切りの P R、堆肥化等の自家処理の手法の啓発を図ります。

#### ⑥資源回収団体の育成

各種団体が自主的に実施する廃品回収活動に対して、古紙類（新聞紙、雑誌及び段ボール）及び布類 1kg 当たり 6 円、年度内に 4 回以上の資源回収活動を実施した団体に対し、10,000 円の奨励金を加算し交付します。

#### ⑦資源物回収ステーションの増設

利便性向上により、可燃ごみへの資源物の混入を軽減するため、必要に応じて資源物を回収するエコステーションを増設します。また、マンションやアパートへの増設要望箇所についての協議も行います。

#### ⑧リサイクル品情報掲示板

市民からの不用品の交換・譲渡の情報交換をするための掲示板を、市役所 1 階に設けます。また、よりよい情報提供の方法を検討します。

### ⑨ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の活用

スマートフォンから閲覧でき、日本語の他、多言語（英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・フィリピン語）にも対応したごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入について周知し、利用者数の増加を図ります。

### ⑩粗大ごみインターネット受付の導入

粗大ごみの排出に関する利便性を向上するため、粗大ごみのインターネット受付を導入します。

## 2) ごみと資源の分別収集の充実

### ①資源物の分別回収

通常のステーション収集に加え、わん丸エコステーションのような常時拠点回収の増設を検討するなど、分別収集の利便性を高める方策を検討します。

### ②有害ごみ・危険ごみの分別収集

有害ごみとして乾電池及び蛍光管、危険ごみとしてスプレー缶類を、分別回収します。また、スプレー缶の排出に当たり穴あけ不要としており、排出の利便性を図ります。

### ③リサイクル容器の増設

利便性向上による可燃ごみ混入の軽減をねらい、排出量に応じ適宜、新聞、雑誌・雑がみのリサイクル容器の増設を検討します。

### ④家庭用剪定枝粉碎機貸出事業

一般家庭向けに、庭から出る剪定枝などを細かく粉碎するための小型破碎機の貸し出しを実施します。

### ⑤携帯電話・小型家電・パソコンの回収

貴金属やレアメタルのリサイクルを目的とし、市役所及び各出張所など、市内8か所にて専用ボックスを設置し、携帯電話及び小型家電を回収します。併せて不燃ごみからのピックアップ回収と、わん丸エコステーションでのパソコン回収を実施します。

### ⑥体温計・温度計・血圧計（水銀が使用されているもの）の回収

都市美化センターの安定した運転と、有害物質拡散防止のため、水銀が使用されている体温計、温度計、血圧計を市役所及び出張所で回収します。

### ⑦その他の品目の回収

市役所及び各出張所、わん丸エコステーション、わん丸リサイクル小屋において、廃食用油（植物性のみ）及び羽毛ふとん（ダウン 50%以上のみ）の回収を実施します。



#### ⑧分別の細分化の検討

不燃ごみの分別の細分化を検討します。

### 3) 家庭系ごみの処理手数料の適正化

#### ①犬山市広域ごみ処理施設整備基金への積み立て

犬山市広域ごみ処理施設整備基金の設置及び管理に関する条例に基づき、広域ごみ処理施設建設費用等に充てるため、家庭系可燃ごみ処理手数料徴収による収益を積み立てます。

#### ②家庭系ごみ有料化品目の見直しの検討

将来のごみ処理施設広域化に合わせ、必要に応じて有料化対象物を検討します。

### (3) 事業系ごみにおけるごみの発生抑制及び資源化の取り組みの促進

#### 1) 事業系ごみの発生抑制及び資源化に向けた取り組み

##### ①適正排出の指導

事業系ごみの受け入れ基準の周知、受け入れ時の指導等を強化します。また、事業系ごみの減量、リサイクル促進のために、事業者向け啓発パンフレットを作成します。併せて大規模事業所に対してごみ減量計画書の提出を求めることを検討します。

##### ②事業者向け資源回収業者の情報提供

事業者に対して、資源回収業者の紹介と情報提供を行います。

##### ③搬入物実態調査の実施

事業系の搬入物について、搬入物実態調査を実施し、不適正物が混入していた場合は排出元を特定し、直接指導を実施します。

##### ④剪定枝等チップ化事業

都市美化センターに持ち込まれる剪定枝及び草をチップ化し、再利用する事業を実施します。

#### 2) 事業系ごみの処理手数料の適正化

##### ①事業系ごみの処理手数料の適正化

事業系ごみの分別の徹底と減量化や、市外からの持ち込みを防ぐため、搬入時のチェック・指導を強化するとともに、尾張地区の清掃工場と歩調を合わせた見直しを検討します。

#### (4) 適正なごみ処理体制の確保

##### 1) 収集運搬計画

###### ① 効率の良い収集計画

ごみの分別区分、収集方法、収集頻度等については、当面の間、現行の体制（P.5 表Ⅱ.1.2-1 参照）を維持することとし、効率の良い収集を心がけます。なお、法令等の改正、社会情勢の変化、技術の進歩等により、状況に応じて収集・運搬の方法を変更します。

###### ② 広域化による分別品目の検討

効率の良い収集・運搬を進めるため、今後広域での連携を含めて検討します。

##### 2) 中間処理計画

###### ① 適正な中間処理

都市美化センターにおける焼却・破砕処理を、安全かつ適正に実施します。

###### ② 搬入物実態調査の実施（再掲）

事業系の搬入物について、搬入物実態調査を実施し、不適正物が混入していた場合は排出元を特定し、直接指導を実施します。

###### ③ 新ごみ処理施設の整備

広域処理を進めている江南市、大口町、扶桑町とともに、最終処分量の削減、徹底した環境保全、高効率なエネルギー利用、高い経済効率を考慮した新ごみ処理施設整備を推進します。

##### 3) 最終処分計画

###### ① 最終処分場の安定的確保

新ごみ処理施設が稼働するまで最終処分場に埋め立てができるよう、さらにごみ減量施策を総合的に進め、最終処分量を削減します。

##### 4) 施設運営計画

###### ① 運営管理の最適化

都市美化センターの運転管理について、法令を遵守し、より合理的に実施します。また、安全性の向上、環境保全対策の向上、経済効率を向上させる施設の事業運営を目指します。

###### ② 環境関連定期検査の実施

定期的に法令で定められた各種項目の測定を実施します。併せて、その結果を公表し、環境対策の状況を市民に対して情報提供します。

## 5) 不法投棄・散乱ごみへの対策

### ①不法投棄の監視等の充実

環境パトロール員及び監視カメラの設置により、不法投棄の監視を実施します。  
また、啓発看板の設置や広報等での不法投棄防止のPRを行います。

### ②クリーンタウン犬山推進事業

町内会、自治会、数人単位の有志ボランティアグループ等による自主的な環境美化活動を認定し、ごみ袋の支給、ごみの収集・運搬を支援します。

活動の対象は、道路のごみ拾い活動、観光地等の美化活動等となっています。

### ③市民の清掃活動への支援

地域での清掃活動のごみ回収に用いるボランティア袋を配布し、清掃活動を支援します。

### ④からす除けネットの配布

各町内で必要に応じ、新規の場合は一年度2枚まで配布し、破損の場合は交換します。

### ⑤ごみ集積場環境整備助成事業

町内会のごみ集積場に対し、折りたたみ式ごみ収集容器、啓発用看板などの物品の支給、ごみ集積場用地の賃借料をはじめとする補助金交付などを行い、ごみ集積場の美化を推進します。

## 6) 災害ごみへの対策

### ①災害廃棄物処理計画の策定・災害ごみ対策

今後発生が予想される大規模地震や水害等で発生した災害廃棄物の処理を、適正かつ迅速に行うための災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の適正な処理に努めます。また、災害時に備え、関係機関等との廃棄物処理に係る協定の締結を検討します。

## 6 計画の推進

### 6.1 計画推進体制の充実

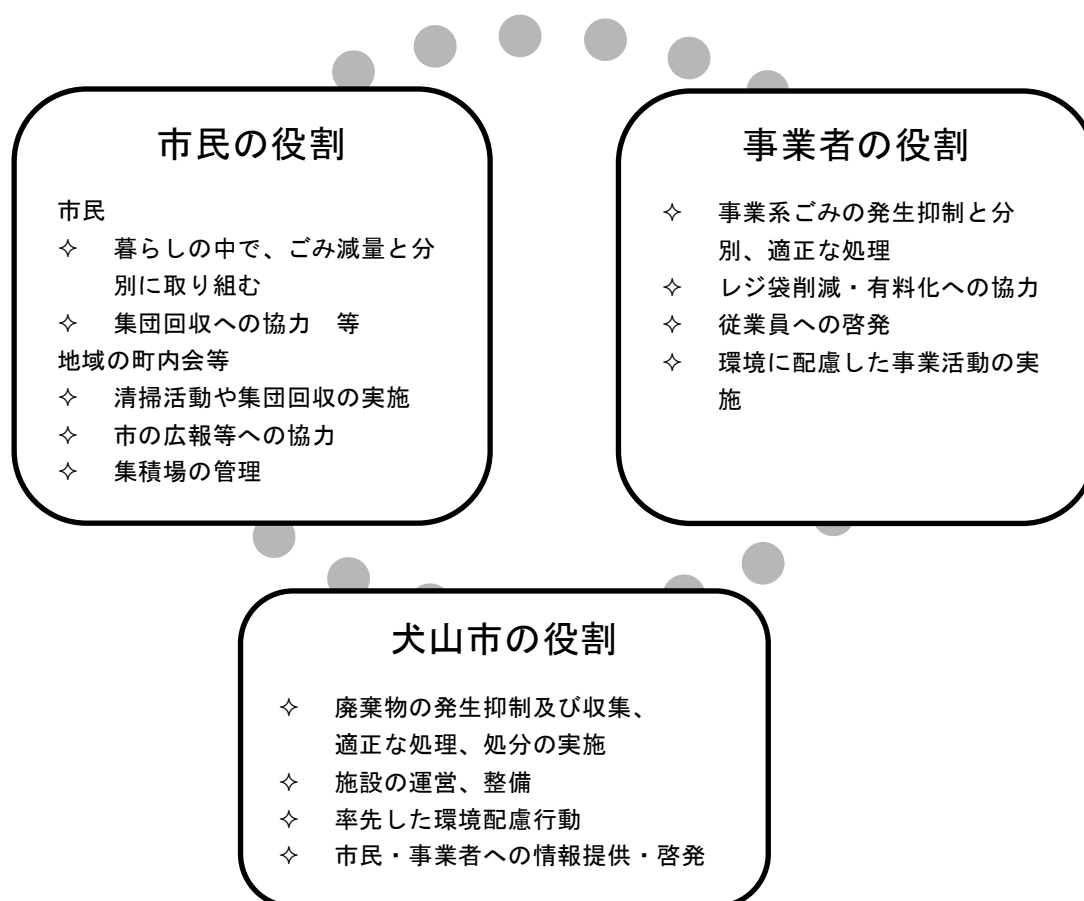
#### ① 市民、事業者、関係団体、町内会等との協力関係の強化

図Ⅱ.7.1-1 に計画推進に向けた市民・事業者・市の役割分担を示します。市民、市内の事業者、犬山市のそれぞれの立場で役割分担しながら、お互いにチェックと協力を進め、市全体の資源循環型社会づくりを推進します。これまでの実績を生かしながら、さらに意見交換や連携した取り組みが可能な体制を構築します。

#### ② ごみ減量ボランティア

町内でのごみ排出抑制、マナーの徹底等を進めるため、指導的役割を担うクリーンキーパーの活動を支援します。

図Ⅱ.6.1-1 計画推進に向けた市民・事業者・市の役割分担



# III. 生活排水処理基本計画

## 1 生活排水処理の現状

### 1.1 生活排水処理の概要

本市の生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽によって行われています。これらの施設が整備されていない地域及び住宅等では、し尿のみが単独処理浄化槽または汲み取り便槽により処理されています。

本市における処理施設別の対象排水種類は表Ⅲ.1.1-1のとおりです。

表Ⅲ. 1.1-1 処理施設別の排水種類

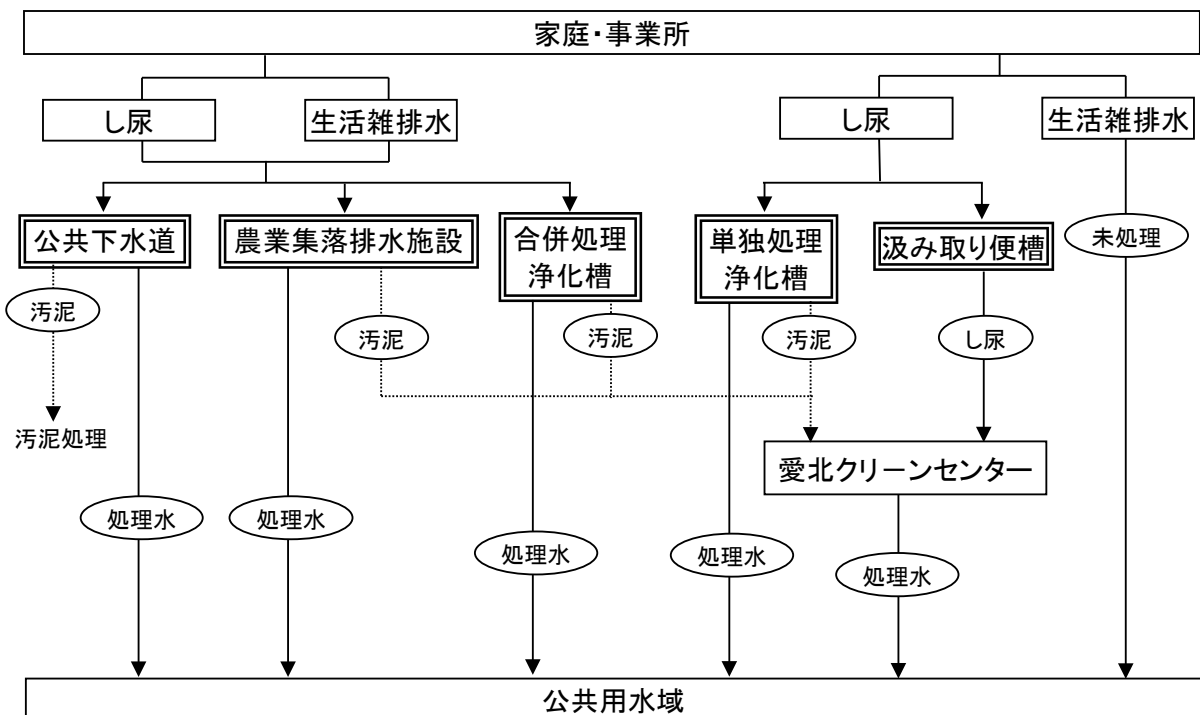
処理施設の種類		対象となる排水の種類
水洗化	公共下水道	し尿、生活雑排水
	農業集落排水施設	し尿、生活雑排水
	合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水
	単独処理浄化槽	し尿
非水洗化	汲み取り便槽	し尿

※生活雑排水＝台所（炊事）、洗濯、風呂等からの排水

### 1.2 生活排水処理の流れ

図Ⅲ.1.2-1 に本市における生活排水処理の流れを示します。

図Ⅲ. 1.2-1 生活排水処理の流れ



### 1.3 生活排水処理形態別人口

本市における平成 30 年度末の生活排水の処理形態別人口は、表Ⅲ.1.3-1 のとおりです。本市の人口のうち、約 6 割は公共下水道、残りはほぼ浄化槽を利用しています。

なお、人数については、届け出のあった設置基数や住民登録及び一世帯当たりの平均世帯人数等を基に算出しています。

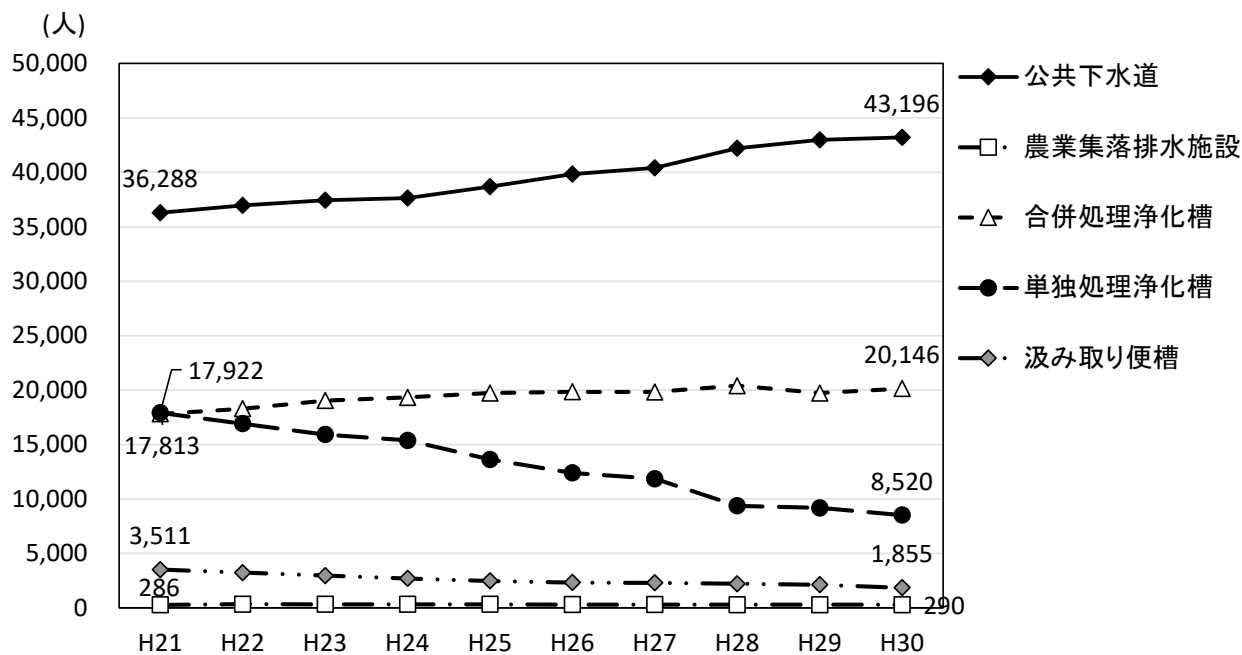
表Ⅲ. 1.3-1 生活排水処理形態別人口(平成 31 年 3 月)

処 理 形 態	人 口 (人)
公 共 下 水 道	43,196
農 業 集 落 排 水 施 設	290
浄 化 槽	28,666
合併処理浄化槽	20,146
単独処理浄化槽	8,520
汲 み 取 り 便 槽	1,855
合 計	74,007

また、図Ⅲ. 1.3-1 に生活排水処理形態別人口の推移を示します。

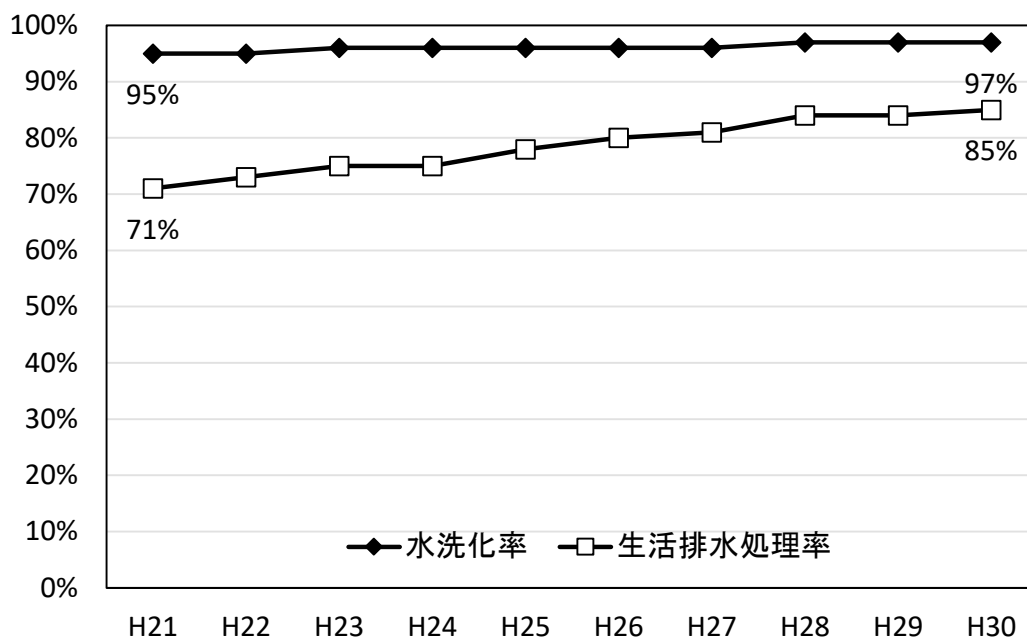
平成 21 年度以降、公共下水道人口は増加し、単独処理浄化槽人口と汲み取り便槽人口は減少しています。合併処理浄化槽人口と農業集落排水施設人口はほぼ横ばいです。

図Ⅲ. 1.3-1 生活排水処理形態別人口の推移



また図Ⅲ.1.3-2 に水洗化率及び生活排水処理率の推移を示します。平成 30 年度末現在の水洗化率は 97%、生活排水処理率は 85%となっています。

図Ⅲ. 1.3-2 水洗化率、生活排水処理率の推移



注)

- ・水洗化率 = (公共下水道人口 + 農業集落排水施設人口 + 合併処理浄化槽人口 + 単独処理浄化槽人口) / 市内人口
- ・生活排水処理率 = (公共下水道人口 + 農業集落排水施設人口 + 合併処理浄化槽人口) / 市内人口



## 1.4 生活排水処理施設の概況

### 1.4.1 公共下水道

表Ⅲ.1.4-1 に本市の公共下水道の概要を示します。本市の下水道は、昭和 57 年に五条川左岸流域公共下水道（犬山市、小牧市、岩倉市、大口町）として下水道事業認可を受けて整備を開始し、平成元年度から供用開始しています。

また、平成 17 年には五条川右岸流域公共下水道（犬山市、一宮市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）についても下水道事業認可を受け、平成 20 年度から供用を開始しています。

下表に平成 30 年度末の公共下水道の概要を示します。市全体では整備率が 68.4%となり、下水道接続率も 86.4%に達しています。

表Ⅲ. 1.4-1 公共下水道の概要

		五条川左岸処理区	五条川右岸処理区	犬山市全体
処理区域内人口	A	60,747人	13,260人	74,007人
都市計画法決定面積	B	1,320.4ha	258.0ha	1,578.4ha
処理開始区域面積	C	886.7ha	192.6ha	1,079.3ha
処理開始区域内人口	D	40,376人	9,645人	50,021人
区域内下水道接続人口	E	37,537人	5,659人	43,196人
区域外下水道接続人口	F	560人	—	560人
下水道接続人口合計	E+F	38,097人	5,659人	43,756人
整備率	C/B	67.2%	74.7%	68.4%
普及率	D/A	66.5%	72.7%	67.6%
水洗化(下水道接続)率	E/D	93.0%	58.7%	86.4%

平成31年3月31日現在

### 1.4.2 農業集落排水施設

表Ⅲ.1.4-2 に本市の農業集落排水施設の概要を示します。本市の農業集落排水事業は、平成 13 年度から入鹿・神尾地区で供用開始しており、平成 30 年度末の農業集落排水施設への接続人口は 114 戸、290 人です。事業区域内戸数は 124 戸であり、約 9 割の接続が完了しています。

表Ⅲ. 1.4-2 農業集落排水施設の概要

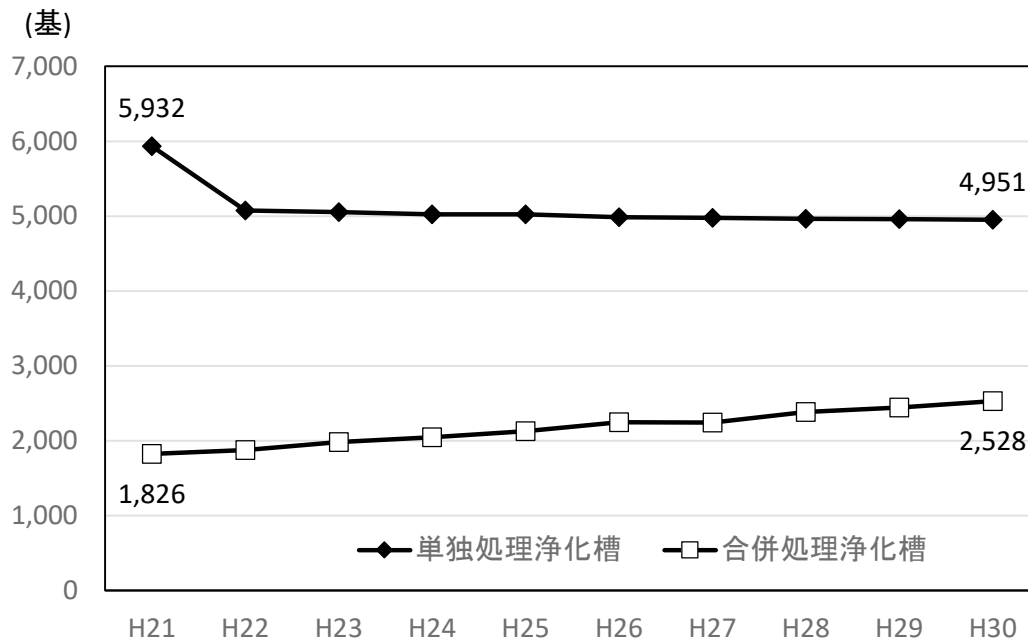
名 称	入鹿神尾地区浄化センター
所 在 地	犬山市字内屋敷 191 番地
建設期間	平成 8～12 年度
対象汚水	し尿及び生活雑排水
排除方式	分流式
処理水量	日平均 746 m <sup>3</sup> /日
処理方式	JARUS XIV 型+三次処理脱窒脱磷方式(連続流入間欠ばっ気方式)



### 1.4.3 浄化槽

図Ⅲ.1.4-1 に本市の浄化槽設置基数の推移を示します。平成 30 年度末の浄化槽の設置基数は、合併処理浄化槽が 2,528 基、単独処理浄化槽が 4,951 基となっています。単独処理浄化槽の設置基数は公共下水道の普及に伴い減少する傾向にあり、合併処理浄化槽は徐々に増加しています。

図Ⅲ. 1.4-1 浄化槽設置基数の推移



なお、表Ⅲ.1.4-3 に示す団地については、集中浄化槽が使用されています。

表Ⅲ. 1.4-3 集中浄化槽設置一覧

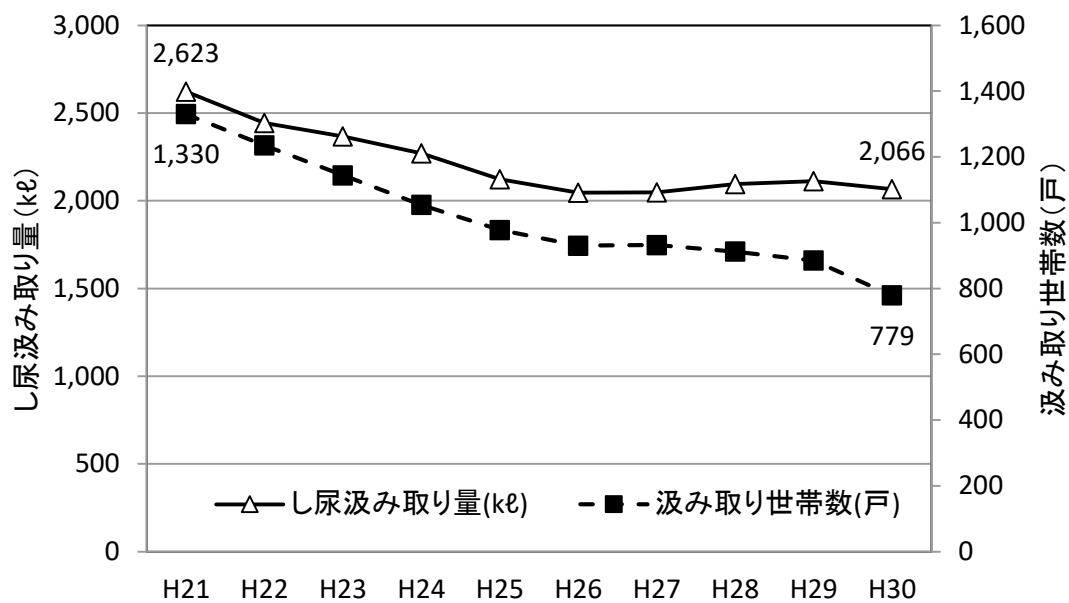
団地名	規模(人槽)
城東団地	450
前原台	4,000
善師野台	1,400
四季の丘	4,800
もえぎヶ丘	2,000

平成 31 年 3 月現在 : 5 基

#### 1.4.4 汲み取り便槽

図Ⅲ.1.4-2 に本市のし尿汲み取り量及び汲み取り世帯数の推移を示します。汲み取り世帯数は公共下水道の普及に伴い減少していますが、し尿汲み取り量は平成 25 年度以降ほぼ横ばいで推移しています。平成 30 年度末のし尿汲み取り量は 2,066 kℓ、汲み取り世帯数は 779 世帯となっています。

図Ⅲ. 1.4-2 し尿汲み取り量及び汲み取り世帯数の推移



### 1.5 収集・運搬の現状

非水洗化世帯のし尿は、し尿中継施設である犬山市環境センターで貯留した後、愛北広域事務組合の愛北クリーンセンターに運搬され、処理されます。表Ⅲ.1.5-1 にし尿中継施設の概要を示します。

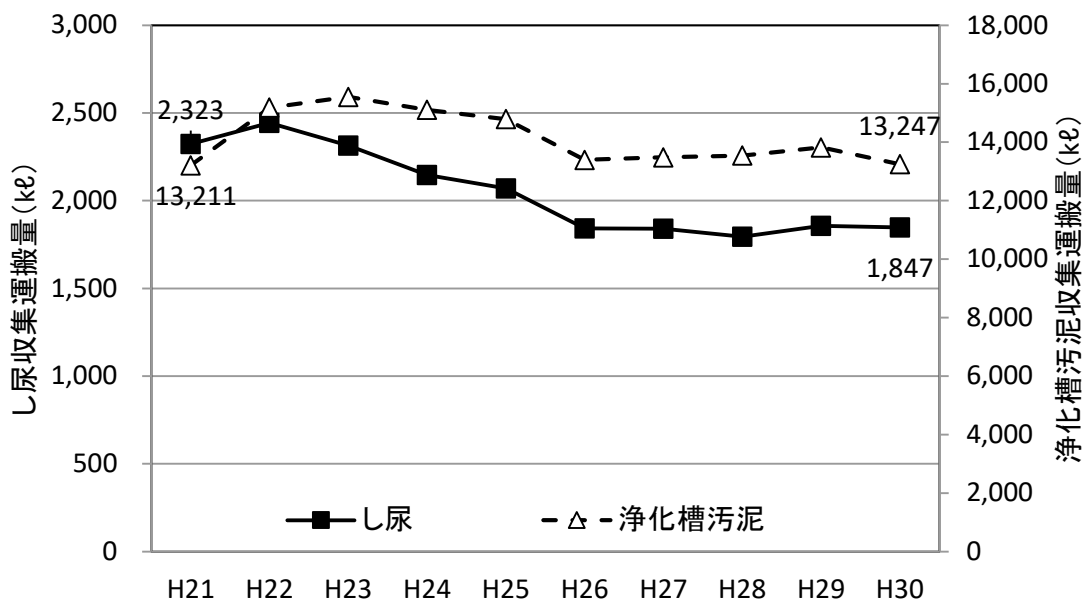
農業集落排水施設からの汚泥、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥は、許可業者により収集され、し尿と同様に愛北クリーンセンターまで運搬されています。

図Ⅲ.1.5-1 にし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の推移を示します。平成 30 年度の年間のし尿運搬量は 1,847 kℓ、浄化槽汚泥は 13,247 kℓで、し尿は減少する傾向、浄化槽汚泥はほぼ横ばいに推移しています。

表Ⅲ. 1.5-1 し尿中継施設の概要

名 称	犬山市環境センター
所 在 地	犬山市字藪ヶ洞 68 番地 1 外
敷地面積	2,516 m <sup>2</sup>
竣 工	昭和 61 年 3 月 25 日
し尿貯留槽	容積 250 kℓ (コンクリート槽 : 50 kℓ)
脱臭設備	活性炭吸着式

図Ⅲ. 1.5-1 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量の推移



## 1.6 し尿・汚泥処理施設

非水洗化世帯のし尿及び単独処理浄化槽等から排出される汚泥は、愛北広域事務組合の愛北クリーンセンターにおいて処理されています。

表Ⅲ.1.6-1にし尿・汚泥処理施設の概要を示します。

表Ⅲ. 1.6-1 し尿・汚泥処理施設の概要

処理主体名	愛北広域事務組合 3市2町の一部事務組合（犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）
名 称	愛北クリーンセンター
所 在 地	岩倉市野寄町向山 760 番地
竣 工	平成 5 年 2 月 27 日
処 理 方 法	高負荷脱窒素処理方式、高度処理（砂ろ過及び活性炭）
処 理 能 力	280 kℓ／日（し尿：115 kℓ、浄化槽汚泥：165 kℓ）

## 1.7 目標の達成状況及びその評価

平成 27 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、生活排水についても中間目標年度（平成 31 年度）及び目標年度（平成 36 年度）における目標とすべき数値（以下目標値と呼ぶ）として、生活排水処理率の値を定めています。

表Ⅱ.1.9-1 に平成 30 年度における目標値及び実績値、その達成状況について示します。なお、平成 30 年度の目標値は平成 25 年度の実績値と平成 31 年度の目標値の間が直線的に推移するとして算出しました。平成 30 年度は、生活排水処理率の目標値は達成しています。

表Ⅱ. 1.7-1 目標値の達成状況

項 目	平成 25 年度	平成 30 年度			中間目標 令和元年度	最終目標 令和 6 年度
	実績値	目標値	実績値	達成状況	目標値	目標値
生活排水 処理率	78%	85%	85%	達成	87%	94%

## 2 将来の生活排水関連人口の予測

---

### 2.1 将来推計方法

将来推計は、項目ごとに以下に示す方法で行いました。

- ・ 公共下水道人口：ごみ量予測と同様に、人口実績でトレンド推計を行いました。
- ・ 農業集落排水施設人口：ごみ量予測と同様に、人口実績でトレンド推計を行いました。
- ・ 合併処理浄化槽人口：ごみ量予測と同様に、人口実績でトレンド推計を行いました。
- ・ 単独処理浄化槽人口：下記の式で算出しました。

単独処理浄化槽人口

$$= \text{市内人口} - (\text{公共下水道人口} + \text{農業集落排水施設人口} + \text{合併処理浄化槽人口} + \text{汲み取り人口})$$

- ・ 汲み取り人口：ごみ量予測と同様に、人口実績でトレンド推計を行いました。

### 2.2 将来推計結果

上記の手法を基に推計した将来推計結果を次ページの表Ⅲ.2.2-1 に示します。

表Ⅲ. 2. 2-1 生活排水処理人口の将来予測

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市内(処理区域内)人口	75,820	75,749	75,702	75,388	74,881	74,726	74,709	74,509	74,326	74,007	74,200	74,000	73,700	73,400	73,100	72,800
水洗化・生活雑排水処理人口	54,387	55,591	56,817	57,292	58,758	59,994	60,543	62,910	63,004	63,632	64,814	65,740	66,656	67,567	68,472	69,371
公共下水道(接続人口)	36,288	36,961	37,444	37,630	38,697	39,843	40,415	42,213	42,984	43,196	44,156	44,991	45,825	46,660	47,494	48,328
農業集落排水施設	286	340	330	333	328	312	302	296	294	290	292	289	285	282	279	275
合併処理浄化槽	17,813	18,290	19,043	19,329	19,733	19,839	19,826	20,401	19,726	20,146	20,366	20,460	20,546	20,625	20,699	20,768
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	17,922	16,922	15,923	15,387	13,640	12,399	11,865	9,379	9,189	8,520	7,613	6,598	5,486	4,373	3,259	2,145
非水洗化人口(し尿汲取り)	3,511	3,236	2,962	2,709	2,483	2,333	2,301	2,220	2,133	1,855	1,773	1,662	1,558	1,460	1,369	1,284
合計	75,820	75,749	75,702	75,388	74,881	74,726	74,709	74,509	74,326	74,007	74,200	74,000	73,700	73,400	73,100	72,800
水洗化率	95%	95%	96%	96%	96%	96%	96%	97%	97%	97%	97%	97%	97%	98%	98%	98%
生活排水処理率(%)	71%	73%	75%	75%	78%	80%	81%	84%	84%	85%	87%	88%	90%	92%	93%	95%

## 3 計画の方針

### 3.1 計画の基本方針

本計画の基本方針は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を踏まえ、次のとおりとします。

①市内全域の水洗化の推進（生活排水処理の向上）

公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及を進め、将来的に全市の生活排水をこれらの生活排水処理施設で処理することとします。

②下水道等の未整備地域の対策の実施

下水道等の施設が整備されていない区域は、設置済み浄化槽の適正な維持管理を促進するとともに、合併処理浄化槽の普及を図ります。

③し尿及び汚泥の適正な収集・運搬・処分

汲み取りし尿及び浄化槽等の汚泥の衛生的かつ効率的な収集・運搬及び処分を実施します。

④生活排水の適正処理のための啓発及び情報発信

水質汚濁の防止のため、合併処理浄化槽などの維持管理の必要性や台所等での汚れの発生抑制などについて、情報発信に努めます。

### 3.2 計画の目標値

計画の目標値は生活排水処理率とし、以下のとおり設定します。

項 目	実 績 値		最終目標値
	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
生活排水処理率	78%	85%	96%

## 4 計画の施策

### (1) 公共下水道への接続の促進

既に公共下水道が整備された区域において、各戸訪問し、下水道への接続を促進します。また、市広報でも公共下水道への接続の周知を図ります。

### (2) 家庭における合併処理浄化槽の普及

公共下水道認可区域外、農業集落排水事業区域外の家庭での合併処理浄化槽設置に対しては、犬山市合併処理浄化槽設置整備事業補助制度を活用し、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽からの転換を図り、合併処理浄化槽の普及を進めます。

### (3) し尿及び汚泥の収集・運搬及び処理・処分の合理化の推進

市民サービス向上のため、衛生的で効率的なし尿の収集、運搬に努め、収集体制の合理化と安定した業務を実施します。

汲み取りし尿は、犬山市環境センターのし尿中継施設で貯留した後、愛北広域事務組合の愛北クリーンセンターに運搬、処理します。

浄化槽等の汚泥は、許可業者による収集の後、汲み取りし尿と同様に愛北広域事務組合の愛北クリーンセンターに運搬、処理します。

愛北クリーンセンターに搬入されたし尿等は、破碎・脱水し、脱水し渣、脱水汚泥等を専門の処分業者に引き渡し、肥料化、焼却及び埋立て処分を行います。

関係市町と連携し、愛北広域事務組合の処理施設の適正な管理と充実に努めます。

### (4) 浄化槽の適正な維持管理の促進

浄化槽の機能を適正に維持するための定期点検、清掃が行われるように、浄化槽使用者に対して広報等で周知するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。

### (5) 市民への広報及び啓発活動の実施

地域の公共用水域の水質汚濁の状況や、汚濁の原因について広く広報するとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理が行われるように、関係機関と協力し啓発を行います。また、各家庭などでの水質浄化に対する意識の向上を図ります。

生活雑排水の処理ができない汲み取り便槽や単独処理浄化槽を使用している家庭に対し、早期に合併処理浄化槽等の生活排水処理施設へ転換するよう啓発します。





